

平成20年第3回砂川市議会定例会

平成20年9月11日（木曜日）第4号

○議事日程

	開議宣言	
日程第 1	議案第 4号	砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
	議案第 5号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 6号	砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 13号	砂川市土地開発公社定款の変更について
日程第 3	議案第 14号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
	議案第 15号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
日程第 4	議案第 16号	砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第 5	議案第 17号	平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めるについて
	議案第 18号	平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 19号	平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 20号	平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 21号	平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 22号	平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めるについて
日程第 6	報告第 1号	平成19年度砂川市健全化判断比率の報告について
日程第 7	報告第 2号	平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
日程第 8	報告第 3号	平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
日程第 9	報告第 5号	監査報告
日程第 10	報告第 6号	例月出納検査報告
	意見案第 1号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について
	意見案第 2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
	意見案第 3号	農業用生産資材高騰に関する意見書について
	意見案第 4号	介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書について
	閉会宣言	

○本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 4号	砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
	議案第 5号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 6号	砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 13号	砂川市土地開発公社定款の変更について
日程第 3	議案第 14号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
	議案第 15号	砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
日程第 4	議案第 16号	砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
日程第 5	議案第 17号	平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めるについて
	議案第 18号	平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 19号	平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 20号	平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 21号	平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるについて
	議案第 22号	平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めるについて
日程第 6	報告第 1号	平成19年度砂川市健全化判断比率の報告について
日程第 7	報告第 2号	平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
日程第 8	報告第 3号	平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
日程第 9	報告第 5号	監査報告
日程第 10	報告第 6号	例月出納検査報告
	意見案第 1号	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について
	意見案第 2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
	意見案第 3号	農業用生産資材高騰に関する意見書について
	意見案第 4号	介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書について

○出席議員（14名）	議長 議員	北矢 増中 一ノ 土小	谷野 田江 瀬田 黒	文裕 吉清 弘政 司章 美昭 己弘	夫君 君君 君君 君君 君君 君君	君君 君君 君君 君君 君君	副議長 員	東武飯 田澤浦 辻沢	英圭 明やす 吉尾辻 田	男介彦 彦子夫 志廣	君君 君君 君君 君君 君君
------------	----------	----------------------	---------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------	----------	------------------	-----------------------	------------------	----------------------------

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
 砂川市長 菊谷勝利
 砂川市教育委員会委員長 佐藤正一郎
 砂川市監査委員長 奥山昭彦
 砂川市選挙管理委員会委員長 奥曾我治
 砂川市農業委員会会長 奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 副市長 小原幸二
 市立病院長 小熊豊
 総務部長

善岡雅文

兼会計管理者

市民部長	井上	克久	也司
経済部長	栗野	孝	行
建設部長	西	芳俣	一憲
建設部技監	金	田小	治進
市立病院事務局長	佐	藤俊	夫
市立病院事務局審議監	中	村繁	
市立病院事務局技監	古木	信	
総務課長	湯浅	克己	
広報広聴課長			

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 教育長 四反田孝治
 教育次長 森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 監査事務局局長 中出利明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 選挙管理委員会事務局長 善岡雅文

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
 農業委員会事務局長 栗井久司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
 事務局長 角丸誠一
 事務局次長 加茂谷和夫
 庶務係長 佐々木純早人
 議事係長 石川苗

開議 午前10時00分

○開議宣言

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。
 直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 （登壇） それでは、私のほうから議案第4号、5号、6号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由は、地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の議員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定から分離されるとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことから、議員報酬等に関する規定を砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例から分離し、新たに本条例を制定しようとするものであります。

なお、条例の内容につきましては、砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例に規定されていて内容と同様となっているものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。第1条は、趣旨であり、この条例は、地方自治法第203条の規定により、市

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものであります。

第2条は、議員報酬であり、議長、副議長及び議員の議員報酬の額をそれぞれ定めるものであります。

第3条は、議員報酬支給の始期及び終期であり、第1項は新たに就任した場合及び職務の異動があつた場合の支給について、第2項は退任した場合、第3項は死亡した場合の支給について定めるものであります、第4項は日割りによる支給について定めるものであります。

第4条は、議員報酬の支給時期であり、議員報酬は、市長が定める日に毎月支給するものであります。

第5条は、期末手当であり、第1項は基準日を、第2項は支給額及び支給割合を定めるものであります。

第6条は、期末手当の支給時期であり、期末手当は6月及び12月の議員報酬支給の日にこれを支給するものであります。

第7条は、旅行による費用弁償であり、費用弁償の額及びその基準を規定したものであります。

第8条は、会議等出席の費用弁償であり、市議会議員が議会の会議または委員会等に出席したときは、費用弁償として旅費条例に定める旅費を支給するものであります。

第9条は、費用弁償の支給時期であり、費用弁償の支給時期は、旅費条例の適用を受ける職員の例によることとするものであります、会議等出席の費用弁償につきましては第4条に規定する議員報酬支給の時期にあわせて支給することができます。

第10条は、支給方法であり、この条例の規定による議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、この条例に定めのあるものを除くほか、一般職の職員の例によることとするものであります。

第11条は、委任であり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものであります。

附則第1項は、施行日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

附則第2項及び第3項は、経過措置であり、第2項は平成21年3月31日までの期末手当の支給割合について、第3項は期末手当の在任期間の取り扱いについて定めるものであります。

附則第4項は、砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、議員報酬に関する規定を削除し、行政委員及び附属機関の委員の報酬等に関する条例に整理するものであります。

第1条は、行政委員及び附属機関の委員の報酬等の根拠規定を改正し、議員報酬に係る、かかわる部分を削除するものであります。

期末手当に関する第5条及び第6条を削除し、第8条及び第10条について条文の整理を図り、第1条までの規定を2条ずつ繰り上げるものであります。

別表につきましては、議員の報酬額にかかる部分を削除するものであります。

附則第5項は、砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の廃止であり、当該一部改正条例は平成21年4月1日から期末手当の支給割合を改正する内容となっておりますが、この条例の第5条及び附則第2項において規定したことから、施行日が到来していない当該一部改正条例を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてござります。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願いたいと思います。附属説明資料をご説明を申し上げますが、第1条、趣旨、この中でアンド一ライン部分、第100条第13項及び第14項を第100条第14項及び第15項に改正するものであり、これにつきましては新たに地方自治法で第100条第12項として議会の会議規則の項目が新設されたことにより、引用条項の移動による改正であります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の議員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定から分離されるとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことから、引用する条項及び報酬の名称を改正しようとするものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。第1条は、砂川市特別職報酬等審議会条例の一部を、一部改正であり、第2条中議会の議員の報酬等の、報酬の額を議会議員の議員報酬の額に、報酬等を議員報酬等に改めるものであります。

第2条は、非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部改正であり、第1条中第203条を第203条の2に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第4号から第6号まで一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第4号から第6号までの質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更について
○議長 北谷文夫君 日程第2、議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。
経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) 議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更についてご説明申し上げます。
砂川市土地開発公社の定款変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14号第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

変更の理由でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本定款を変更するものであり、変更箇所につきましては議案第13号附属説明資料砂川市土地開発公社定款新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお聞きいただきたいと存じます。左が現行、右が変更後となってございます。

公有地の拡大の推進に関する法律を含む関係法律整備法が平成20年12月1日より施行されることから、本定款に定める役員の職務及び権限を規定している第7条第4項は、土地開発公社の役員のうち監事の職務を規定していた民法第59条が削除され、変更後は公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項において監事の職務が明記されることに伴い、変更するものであります。

附則として、この定款は、平成20年12月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

失礼いたしました。訂正させていただきます。公有地の拡大の推進に関する法律第14条を第14号と読み違えました。

失礼しました。14条に訂正いたします。公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定でございます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

〔教育長退場〕

再開 午前10時16分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第3 議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて

議案第15号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについて

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて、議案第15号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求ることについての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 議案第14号。ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます四反田孝治氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命をいたしたいと存じます。

引き続きまして四反田孝治氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

続きまして、議案第15号。ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます佐藤正一郎氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命をいたしたいと存じます。

記名してございます山田巖氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第14号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第15号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

〔教育長入場〕 〔教育長あいさつ〕

〔山田教育委員入場〕 〔山田教育委員あいさつ〕 〔山田教育委員退場〕

再開 午前10時21分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第4 議案第16号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第16号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

巾長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 議案第16号。ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます堀下義雄氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、次の者を選任をいたしたいと存じます。

引き続きまして堀下義雄氏にお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第16号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案とのおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求ることについて

議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求ることについて

議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求ることについて

議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求ることについて

議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求ることについて

議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求ることについて

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求ることについて、議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求ることについて、議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求ることについて、議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求ることについて、議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求ることについて、議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求ることについての6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求ることについてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計の歳入総額は109億5,484万9,024円、歳出総額は107億4,925万8,354円で、差し引き2億5,59万6,70円の剩余金を生じる決算となつたところでございます。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の42.5%で前年比7.9%の増、依存財源は57.5%で前年比7.9%減となっております。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります、269ページに決算の財源推移として資料を添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較でありますが、3ページの市税から4ページの市債まで、主な増減理由を付して記載をしておりますので、内容の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと繰上償還の実施による公債費の増を初め、物件費、扶助費、補助費等のうち負担金その他が増加しておりますが、駅東部地区開発事業の終了による国庫支出金、市債の減のほか、地方譲与税、地方特例交付金、諸収入などが減少しており、歳入総額では前年度と比較して13億7,557万6,284円の減となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別についても、4ページ、人件費から5ページ、普通建設事業費まで、主な増減理由を付して記載しておりますので、内容の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと繰上償還の実施による公債費の増を初め、物件費、扶助費、補助費等のうち負担金その他が増加しておりますが、駅東部地区開発事業の終了による普通建設事業費の減を初め、行政改革の実施に伴って人件費、また積立金などがそれ減少し、歳出総額では前年度と比較して13億2,492,2,409万2,712円の減となつたところでございます。なお、270ページに歳出性質別決算の推移について資料を添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移でありますが、初めに経常収支比率につきましては、毎年度継続して恒常に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの経常一般財源収入が絶対的に支出しなければならない人件費、物件費、公債費等の義務的経常経費にどの程度充当できるかを示したものですが、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいこととなります。

次に、財政力指数でございますが、普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の過去3カ年の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということになります。

次に、公債費比率でございますが、この率は標準財政規模から災害復旧費として交付税に算入された公債費を除いた額に対する地方債の元利償還金から元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、その率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化していると判断されるものであります。19年度は、18年度と比較して0.1%増の23.1%となつたところでございます。

また、起債制限比率でございますが、先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3カ年の平均値であり、19年度は18年度と比較して0.3%減の16.9%となつたところでございます。

なお、17年度決算から記載しております実質公債費比率につきましては、一般会計における元利償還金のみならず、特別会計、企業会計、さらには一部事務組合の元利償還金に対する繰出金、負担金などから算出されるものであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、議会に報告しなければならないとされておりますので、別途報告とさせていただきます。

以上、19年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、18ページから265ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、266ページには実質収支に関する調書、267ページから281ページには各表に基づく一般会計決算説明書、492ページから498ページには財産に関する調書を添付してございますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 私から議案第18号、議案第20号、議案第21号の3議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるについてご説明申し上げます。

決算書の282ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります、初めに一般概要について申し上げます。平成19年度の財政運営は、財政健全化に対処することを基本として保険税率の引き上げを行い、運営したところであります。昨年に引き続き経営姿勢が認められ、特別調整交付金1,700万円の交付があったところであります。給付状況では、一般分の療養給付費で8億4,431万5,996円、高額療養費で1億684万8,773円、退職者の療養給付費で7億758万9,34円、高額療養費で4,499万9,882円となり、保険給付費は前年度に比べ5.3%の増となつたところであります。なお、歳入総額25億2,648万4,068円に対し、歳出総額25億1,830万3,815円となり、差し引き818万253円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税の収入合計は6億387万7,839円で、前年度に比べ9,222万9,142円増収となつており、現年度分収入率は95.0%で、前年度に比べ0.1%の増となり、1世帯当たりの納税額は12万9,310円となつたところであります。国庫支出金は6億4,875万5,135円で構成比25.7%、療養給付費交付金は6億7,490万9,735円で構成比26.7%、一般会計繰入金は1億9,194万5,812円で、前年度に比べ2,064万3,746円の増で、構成比は7.6%、その他、道支出金9,749万638円と諸収入等を加えた歳入総額は25億2,648万4,068円となり、前年度決算額と比較して1億9,259万6,575円の増となつたところであります。

歳出につきましては、総務費は7,322万6,879円で、歳出総額に対する構成比は2.9%、保険給付費は17億2,084万9,118円で、前年度に比べ8,105万1,799円の増、構成比68.3%、老人保健拠出金は3億6,579万4,276円で構成比14.5%、介護納付金は9,640万1,624円で構成比3.8%であります。その他、共同事業拠出金2億2,926万197円、保健事業費1,102万8,843円、公債費10万円、諸支出金2,164万2,878円を加えた歳出総額は25億1,830万3,815円となり、前年度決算額と比較して2億25万9,730円の増となつたところであります。

なお、歳入歳出決算関連調書につきましては283ページから350ページまであり、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めるについてご説明申し上げます。

決算書の396ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります、初めに一般概要について申し上げます。平成19年度の老人医療給付に要する経費として、歳出総額25億5,376万7,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し5,567万5,383円減の24億9,809万1,617円で、歳入総額は24億9,063万7,940円となり、実質収支で745万3,677円の不足額が生じましたが、その内訳は支払基金医療費交付金190万711円、支払基金審査支払手数料交付金35万3,515円、道医療費負担金536万8,418円の過交付と国庫医療費負担金1,507万6,321円の交付不足によるものであります。したがって、差し引き不足額745万3,677円を翌年度繰り上げ充用により充用したものであります。なお、これは、翌年度においてそれぞれ精算の上、返還または交付されることとなるものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金は12億6,735万3,000円で、歳入総額に対する構成比50.9%、国庫支出金は8億1,099万7,410円で構成比32.6%、道支出金は2億300万4,000円で構成比8.1%、一般会計繰入金は2億144万6,949円で構成比8.1%。その他、諸収入783万6,581円を加えた歳入総額は24億9,063万7,940円となり、前年度決算額と比較して1,962万8,615円の増となつたところであります。

歳出につきましては、総務費は394万5,647円で、歳出総額に対する構成比は0.2%、医療諸費は24億5,881万5,560円で構成比98.4%。その他、公債費5万円、諸支出金1,374万2,549円、前年度繰り上げ充用金2,153万7,861円を加えた歳出総額は24億9,809万1,617円となり、前年度決算額と比較して554万4,431円の増となつたところであります。

なお、歳入歳出決算関連調書につきましては397ページから426ページまであり、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるについてご説明申し上げます。

決算書の427ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、一般概要について申し上げます。平成19年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、介護保険給付に要する経費として歳出総額13億758万7,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し3,115万7,573円減の12億7,642万9,427円で、歳入総額は12億8,695万6,939円となり、差引額は1,052万7,512円であります。その内訳は、国庫負担金514万4,101円、国庫補助金42万6,545円、道負担金426万5,406円、支払基金交付金66万2,860円の過交付及び保険料の還付未済2万8,600円によるものであります。なお、過交付及び還付未済となったものにつきましては、翌年度において返還、還付するものであります。また、道補助金2万6,837円、支払基金交付金695万8,170円の交付不足分については、翌年度において精算交付後、全額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は2億782万280円で、歳入総額に対する構成比16.1%、国庫支出金は2億9,189万945円で構成比22.7%、道支出金は1億9,759万9,208円で構成比15.4%、支払基金交付金は3億6,761万5,663円で構成比28.6%、繰入金は一般会計分が1億7,242万8,724円、基金分が1,562万8,759円、合計1億8,805万7,483円で構成比14.6%、繰越金は2,745万4,170円、構成比2.1%、これに財産収入36万238円、分担金及び負担金615万8,952円を加え、歳入総額は12億8,695万6,939円となり、前年度決算額と比較して9,727万6,871円の増となつたところであります。

歳出につきましては、総務費は1,215万2,856円で、歳出総額に対する構成比は1.0%、保険給付費は11億9,847万7,967円、構成比93.9%、財政安定化基金拠出金は109万2,281円で構成比0.1%、地域支援事業費は3,634万9,876円で構成比2.8%、諸支出金は2,757万9,560,546円で構成比2.2%、これに基金積立金57万6,901円、公債費20万円を加え、歳出総額は12億7,642万9,427円となり、前年度決算額と比較して1億2,574万5,640円の増となつたところであります。

なお、428ページから491ページまで歳入歳出関連、決算関連調書を提出しておりますので、ご高覧いただ

き、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 (登壇) 議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明いたします。

決算書の351ページ、決算の概要をごらんいただきたいと存じます。初めに、一般概要についてありますが、公共下水道整備事業は昭和54年度から流域下水道工事と並行して補助事業及び単独事業を行うとともに、事業区域の拡大を図りながら整備を推進し、平成19年度末現在の下水道普及率は92.4%となりました。これに伴い、水洗化率は96.7%となり、下水道施設の効率的活用に努めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業につきましては、平成8年度から事業に着手し、生活環境の整備、改善と生活排水の適正な処理を図るために合併処理浄化槽の普及に努めてきており、平成19年度末現在で120基設置したところであります。平成19年度の収支としては、歳入総額14億8,137万4,481円に対し、歳出総額は14億8,048万5,274円となり、繰越明許費財源5,000円を含めまして、差し引き88万9,207円を翌年度へ繰り越したところであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金が1,774万5,320円で構成比1.2%、使用料及び手数料は4億1,624万3,220円で構成比28.1%、国庫支出金は2,000万円で構成比1.4%、繰入金は2億9,356万7,000円で構成比19.8%、諸収入は665万7,368円で構成比0.4%、市債は高資本費対策借換債、公的資金補償金免除借換債も含めまして7億2,600万円で構成比49.0%、前年度繰越金は116万1,573円で、歳入総額は14億8,137万4,481円となり、前年度に比べ2億8,653万1,399円の増となつたところであります。

次に、歳出ですが、下水道費は1億9,864万9,115円で構成比13.4%、個別排水処理事業費は1,102万1,103円で構成比0.8%、公債費は公的資金補償金免除繰上償還を含めまして12億7,081万4,236円で構成比85.8%、諸支出金は820円で、歳出総額は14億8,048万5,274円となり、前年度に比べ2億8,680万3,765円の増となつたところであります。

以下、352ページから395ページまでは関連する調書でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

病院事業会計決算書の233ページをごらんいただきたいと存じます。平成19年度は、引き続き縮減された医療保険財源を背景に医療保険制度、医療提供体制の改革が進められる中、診療体制、患者サービスの向上を図るとともに、医療環境施設の整備拡充を実施しました。診療施設整備では、超音波診断装置、手術用顕微鏡、ベッドサイドモニターなど82品目の医療機器の取得及び更新を行い、さらなる急性期医療、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センターとしての機能に対応すべく整備を図りました。また、診療体制では、7対1看護の実施、結核病床の2床増床、急性期入院医療における診断群分類包括評価、DPCに向けたシステムの整備を図るとともに、地域医療連携、派遣診療の拡充など、地域中核医療施設としての高質で安全な医療の提供と患者サービスの充実に努めてまいりました。さらに、平成17年度から開始した病院改築事業では、平成22年度の開院に向け、実施設計業務が完了したところであります。

それでは、まず患者数ですが、入院患者数は14万5,954人で、前年に比べ7,253人の減となり、外来患者数では25万7,046、468人で、前年に比べ9,128人の減となりました。

次に、収益的収支ですが、消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は106億4,671万3,000円で、前年より5億5,652万9,000円の増となり、収益的支出では106億4,073万5,000円で、前年より5億5,589万7,000円の増となりましたが、収支差し引き597万8,000円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収支ですが、消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は7億7,682万5,000円で、主なものでは建設改良に充てる企業債1億7,470万円、公的資金補償金免除借換債4億970万円、投資償還金989万8,000円、国庫補助金3,995万円、一般会計出資金1億3,892万7,000円及び寄附金365万であります。失礼しました。365万円であります。資本的支出は13億9,036万5,000円で、内訳は改築事業費1億7,011万円、資産購入費2億9,682万6,000円、住宅改築費2,758万8,000円、建設利息4万1,000円、企業償還金8億8,579万5,000円及び投資1,000万5,000円であります。また、企業債未償還残高は、20億1,819万4,000円となっております。

以上が決算の概要であります、なお24ページから32ページまでは関連資料となつてありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 奥山 昭君 (登壇) 地方自治法第233条、失礼しました。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました平成19年度の一般会計、各特別会計の決算及び基金の運用状況の概要についてご報告申し上げます。

決算審査は、提出された各会計の決算書、同事項別明細書、決算関係附属書類、財務諸表及び附属説明資料等に基づき、計数の正確性、適法性を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算執行に主眼を置いて審査を行った結果、各会計とも計数は正確で適切に処理されており、財産の管理事務も適正に行われていることを認めたところであります。

一般会計は、歳入総額が109億5,484万9,024円、歳出総額は107億4,925万8,354円で、差し引き2億559万670円の剩余金を計上する決算となつてあります。歳入の財源別構成比で見ますと、自主財源は42.5%、依存財源は57.5%であります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は、歳入総額25億2,648万4,068円に対し、歳出総額は25億1,830万3,815円で、差し引き818万253円の剩余金を計上。

下水道事業特別会計は、歳入総額14億8,137万4,481円に対し、歳出総額は14億8,048万5,274円で、差し引き88万9,207円の剩余金を計上する決算となつてあります。

また、老人医療事業特別会計は、歳入総額24億9,063万7,940円に対し、歳出総額は24億9,809万1,617円で、差し引き745万3,677円の不足が生じ、翌年度繰り上げ充用金により充用しております。

介護保険特別会計は、歳入総額12億8,695万6,939円に対し、歳出総額は12億7,642万9,427円で、差し引き1,052万7,512円の剩余金を計上しております。

以上が一般会計及び特別会計の決算審査の概要であります、今後におかれましても健全な財政運営と効率的な行政の確保に努められるよう望みまして、報告といたします。

○監査委員 辻 熱君 地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成19年度の病院事業会計の決算審査の概要についてご報告申し上げます。

決算審査は、提出されました病院事業決算書、財務諸表及び附属説明資料等に基づき、計数の正確性、適法性を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算執行に主眼を置いて審査を行った結果、計数は正確で適切に処理さ

れどおり、財産の管理事務も適正に行われているところを、行われていることを認めたところであります。

病院事業会計の業務量における年間患者数は、入院、外来ともに減少しており、病床利用率も前年を下回っておりますが、当年度の経営成績においては597万7,770円の純利益を計上することとなり、前年度以前からの建設改良積立金12億6,771万円に当年度未処分利益剩余金15億5,529万9,782円を合計しますと、利益剩余金の合計は28億2,300万9,782円を計上する決算となっております。病院の経営環境は厳しいものがありますが、基幹病院として患者のニーズにこたえ、住民に信頼される医療機関としてなお一層の努力を期待し、報告いたします。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第17号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） ただいま上程されました議案第17号、すなわち平成19年度砂川市一般会計決算について総括質疑をさせていただきます。

平成19年度決算は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政健全化判断基準が明らかになつたもとの各自治体の決算で、非常に関心が高まっている中の決算審議でありますので、次の大きな5点について質疑をさせていただきます。

第1点目は、先ほど報告ありましたように、市税についてであります。自主財源の中心である市税が歳入全体の中で20.5%を占め、前年比で6.6%の伸びとなっております。中でも個人市民税が27%増になっておりますが、法人市民税や固定資産税が減っている状況であります。お伺いしたいのは、市民税の不納欠損についてであります。前年度比28.4%の増加となっており、中でも固定資産税は前年度比513.2%と大幅な増となっております。これは、自主財源の中心である市税が滞納されているということは極めて大きな問題でありますので、その要因とこれまでの対応についてお伺いいたします。

あわせて、収入未済額も1億6,000万円を超えておりますので、その要因についても伺いたいと思います。

第2点目は、歳出の中で民生費の社会福祉の中で後期高齢者医療制度の導入に伴う準備費として北海道後期高齢者医療制度、医療広域連合負担金、あるいは後期高齢者医療制度導入に要する経費、創設準備に要する経費などが支出されております。そして、本年度4月から後期高齢者医療制度が実施されましたけれども、この実施に伴い、この制度への国民の批判が非常に大きくなってきており、制度の中止や廃止を求める世論が大変大きくなり、参議院では廃止法案が可決されるような状況になっております。現時点でのこの後期高齢者医療制度への評価についてお伺いしたいと思います。

第3は、ごみ処理費の中の負担金で、株式会社エコバレー歌志内にごみの処理費を委託を行っておりますけれども、最近平成19年度エコバレー歌志内の経営状況が報告されております。それを見ると、当期損失額は約31億円、借入金の状況は約70億円となっております。この事業報告書によると、広域組合の処理委託価格を平成20年4月から2年間25%、以降3年間58%値上げするが、処理単価は改善されても依然として廃棄物の絶対量が不足し、コークスなどの物価高騰から経営はまさに危機的な状況にある、このように報告されております。先月市長もエコバレーの撤退の話なども発言がありましたけれども、今後このエコバレーはどう、このエコバレーに対する対応をどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

4点目に、都市計画費の中の街路事業費、南1丁目街路工事調査委託料についてであります。私たちは、2,000万以上かけての調査は無駄だからということでこの予算時に反対をいたしました。本年6月に議会に諮問案を提出するというふうに言われてこの調査をされましたけれども、いまだに諮問案は提出されておりません。この計画は、一体どうなるのかお伺いしたいとのと、また、その後原油高騰など建設資材の大幅な値上がりによって総事業費40億円が見込まれておきましたけれども、これは現状に合わなくなってきたのではないかと思います。また、あの程度の調査資料作成なら、私ども指摘したように、市職員の技術職員で十分できた中身だというふうに考えており、この2,000万円は無駄遣いでないかというふうに私ども思っておりますが、このあたりはどのようにお考えになつておられるのかお伺いしたいと思います。

最後に、農林費の中の農地・水・環境保全支援事業が平成19年度から取り組まれ、約760万円が支出されております。この事業は1年目でもありますので、しっかりと検証して地域の農家の環境整備、あるいは農家の方々の大きなメリットになることが強く求められておりますから、この1年間の事業の評価と個々の農家への具体的なメリット、今後の課題等についてお伺いし、総括質疑とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから、平成19年度不納欠損額の大幅増加の要因及び収入未済額の解消対策についてご答弁を申し上げます。

市税の平成19年度の不納欠損額は、市民税で1,003万5,086円、固定資産税3,892万2,419円、軽自動車税15万2,200円、都市計画税412万2,495円で、合計5,323万2,200円となっております。昨年が1,386万1,209円でございました。差し引き約3,937万円増加しているところでございます。

欠損の理由による内訳につきましては、消滅時効による欠損は192件、1,912万5,174円、執行停止による欠損は6件、18万8,312円、即時欠損は12件、3,391万8,714円となっております。昨年と比べ大幅に増額となった理由としましては、まず欠損総額約5,300万円のうち即時欠損に該当するものが約3,400万円であります。これは、法人の倒産、廃業によるもので、滞納となっていた固定資産税、都市計画税に対し、古いもので平成15年より交付要求の措置を図つてまいりましたが、一部配当があったものの完納には至らず、財産整理終結に伴い、即時欠損したものであります。なお、欠損額が多額になった要因は、今回即時欠損の対象となった12件のうち、高額な固定資産税が賦課されている企業が含まれていることによるものであります。

また、その他残りの欠損額については、これまで納稅義務者の死亡や転出先不明者など極めて限定的なものを対象に欠損をしてまいりましたが、地方税法第18条に基づき消滅時効の対象となる平成14年度以前の滞納額約6,600万円を対象とし、一部納付や滞納処分等で時効が中断しているものを除き、おおむね地方税法第15条の7、執行停止の要件に該当するものを抽出した中で整理を進めてまいりました。具体的には、まず1つ目としまして、納稅に対し誠意があり、近年納付内納付を守り、消滅時効、これは5年間でございますけれども、消滅時効以外の滞納税がない者。次に、納稅意思を示し、少額納付を続けている生活困窮者。次に、財産差し押さえ、交付要求等の滞納処分により消滅時効以外の滞納がなくなっている者。いわゆる直近5年間の滞納がないという者であります。近年課税がない者で文書が返戻されるなど、実態調査を経た中で居所不明となっている者。納稅義務者本人が死亡し、納稅承継者が不在、不明なもの。廃業により実態がなくなり、財産もないことが明らかである法人を欠損該当者と今回いたしました。その結果、消滅時効による欠損額が192件、1,912万5,174円となったところであり、法人の即時欠損の約3,400万円と合わせて約5,300円の、5,300万円の不納欠損額となったところであります。

未済額の解消対策につきましては、18年度からいわゆる税をきちんと納めている方とそうでない方の不公平さを許さないという方針のもとに、給料、それから預貯金等の財産調査を行いまして、担税力がありながら約束に応じない方については差し押さえを実施しております。また、従来の電話連絡、臨戸訪問による納税折衝に加え、夜間納税相談の開設や夜間納付窓口の設置、市外転出者に対する管外徴収及び合同休日納税相談への参加、北海道との共同催告等を実施しております。今後も先ほど申し上げた対策を履行しながら、休日納税相談窓口の開設などの実施を検討し、納税義務者との折衝機会をふやした中で実態を把握するとともに、納付計画に伴う相談を親身に受けしていくことも必要と考えておりますし、未納額を減らすためには、滞納者の中には多少担税力がありながら税を優先されないという方も現実にはございますので、これらの方につきましては給料、預貯金等の調査を行いながら差し押さえを実施してまいります。今後も滞納者の実態に応じて滞納処分を強化していくと考えているところでございます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から、まず初めに後期高齢者医療制度の評価ということについてご答弁を申し上げます。

平成19年度の一般会計のうち後期高齢者医療制度に要する経費としては、北海道後期高齢者医療広域連合負担金、後期高齢者医療制度導入に要する経費、後期高齢者医療制度創設準備に要するシステム改修委託料としての繰越明許分を合わせて、合計2,248万6,725円を支出しております。後期高齢者医療制度の評価につきましては、本年4月施行の高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となり、広域連合の条例及び市町村の行う事務に係る条例に基づき、75歳以上等の被保険者に対しまして日々円滑な制度運営のため、制度周知及び窓口対応に努めているところであり、市町村それぞれが制度を直接評価する立場ではないと考えております。しかしながら、後期高齢者医療制度におきましては制度が大きく改正されたこともあり、国民に理解されにくい部分も生じているところであります。国では既に保険料の追加軽減措置や年金からの保険料徴収方法の変更などをを行い、さらに平成20年度内及び平成21年度での追加対策について検討しているところであります。国民に理解されるための方策を講じているところであります。したがいまして、本市におきましても制度が変更される場合におきましては、迅速な対応と対象被保険者にわかりやすく周知することとしております。

もう一点、エコバレーの対応のご質問でございますけれども、この点に関しましては北空知、中空知、そして砂川地区保健衛生組合の3組合と株式会社エコバレー歌志内とで可燃ごみの焼却処理委託契約を交わしております。処理委託料につきましては、議員おっしゃるとおり、平成20年度より引き上げの改正となつたところであります。また、議員がおっしゃいましたエコバレーの平成19年度収支につきましては、本年6月30日にエコバレーの社長が砂川地区保健衛生組合副組合長であります小原副市長を訪れ、説明を受けております。北空知、中空知についても同様に各組合副組合長に報告したところであります。本年3月議会におきましてエコバレーの質疑があり、副市長より今すぐエコバレーが撤退ということは考えていないという状況とエコバレーの施設の無償譲渡というような部分も含めてそれぞれ検討しているという状況にまで現段階ではなっている、3組合で意見を統一した中で将来どういう形で設置をするのか、それともこのままエコバレーに委託を続けるのか、検討を加えて市民の皆さんにご迷惑をかけないような形でそれ推移をしてまいりたいというふうにご答弁申し上げておりますけれども、現段階でもそのような形で取り組みを進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。
○建設部技監 金田芳一君（登壇） 私のほうから南1丁目線通り街路工事調査資料についてご答弁を申し上げます。

初めに、議会に諮問案を出すと言っていたが、どうなったのかについてであります。諮問案の関係につきましては5月の社会経済委員会と6月の定例市議会の小黒議員の一般質問の中でも説明を行っておりますが、この南1丁目線整備事業は多額な費用が必要になることから、国の協力をいただき、事業の可能性について北海道と協議を行った結果、補助率のよい地方道路整備臨時交付金事業、補助率60%でございますけれども、この交付金事業の採択を受け、事業を実施して、実施したい考えでおりましたが、来年度より道路特定財源を一般財源化する方針が示されたことから、地方道路整備臨時交付金事業の存続が不透明な状況にあります。こどしの3月議会で南1丁目線整備事業の是非について、できるだけ早い時期に市議会に諮問案として提出し、ご意見を伺いたいと、考えでおりましたが、たまに説明申し上げましたとおり、交付金事業の存続が不透明となっている状況でありますので、いましばらく時間をいただきたいと考えております。

次に、原油高騰など資材の大大幅な値上がりにより、総事業費40億円は実情に合わなく、無駄な調査ではなかったのかについてでありますが、ことし3月に終了いたしました調査測量等の業務委託は整備予定区間の道路及び河川の平面図、縦断図並びに道路幅員と構造、JR立体交差とパンケ歌志内川にかかる橋梁の構造等の計算図、さらには概略事業費と事業計画スケジュールを作成したところでございます。ご質問の総事業費でございますが、過去の実績や同等の工事データを用い、4月当初の北海道標準単価で請負コンサルタントが積算しておりますので、現在の単価に置きかえますと多少の増減はあるものと考えておりますが、前段にも説明申し上げましたが、こどしの委託業務、今回の委託業務は道路、河川の平面図、縦断図、構造図等の作成であり、この成果品を表し、関係機関と協議検討を行い、その決定案をもとに工事発注に必要な図面、数量、構造計算等の詳細設計を行うための重要な資料であり、決して無駄な調査ではありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 私のほうからは、農地・水・環境保全活動支援事業に要する経費で昨年実施しました当該事業の成果について市としてこの事業をどのように評価しているかについてご答弁申し上げます。

最初に、この事業についてご説明申し上げます。この当該事業は、平成19年度から平成23年度までの5年間の実施期間で、国庫補助事業の実施主体は北海道農地・水・環境保全向上対策協議会で、事務局は北海道土地改良事業団体連合会にあり、国50%、道25%、市25%の負担割合で、砂川市内の7つの活動組織に対して共同活動支援交付金が交付されております。農村地域にある社会共通の資本である農地、農業用水、排水施設、農業用道路、その他必要な社会共通の資源を近年過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となっているため、地域農業者だけでなく地域住民、都市住民の参加も含めた地域ぐるみでの効果の高い共同活動を実施し、これらの農村環境の保全等にも役立つように資源を活用した農業活動を一体とした補助事業であります。交付金の算定根拠は、当市の農業振興地域の農用地面積のうち参加される7つの活動組織の合計面積が田が692.59ヘクタール、畠が264ヘクタールで、それに1反当たり田で3,400円、畠で1,200円を乗じた額が交付金額となります。市の歳出決算額、農地・水・環境保全活動支援事業負担金667万9,015円は、2.5%分の負担額であり、北海道の負担額は砂川市と同額、国からの交付金額は1,335万8,000円となり、総額2,671万6,000円が19年度の交付金として市内7つの活動組織にそれぞれ交付されております。5年間の事業でございますので、事業期間までに約1億3,300万円が7つの活動団体に交付予定となっております。なお、砂川市の2.5%負担相当額の668万円には、後年年に普通交付税50%、特別交付税35%の措置もありますので、一般財源は実質1.5%相当額の予定でございます。

次に、具体的に実施した事業内容は、農道の補修整備、農業用施設の保全管理、農業水路の泥上げ、畦畔、用排水路、道路歩道の草刈りなどや草刈り後に畦畔や用排水路に花を植えており、また地域環境整備の事例としては道道7号の子どもの国に続く道路歩道の植栽升に花を植えており、多種にわたった地域共同作業の活動を行っております。ご質問いただきました本事業の成果でありますが、農地や農業用施設等の適正な維持管理にあわせて、畦畔の草刈りにより病害虫、カメムシ防除などで生産性の高い農業の推進と花の植栽等により農村環境の保全を行うこと等、

通行する人の潤いといやしによる貢献もあり、費用対効果の面におきましても当該事業実施により十二分の成果が上がっていると判断し、事業目的は達成されていると評価しているところでございます。

次に、個々の農家の取り組み、参加状況でございますが、市内農家数319戸のうち7つの活動組織に参加している農家戸数は231戸で、参加率72%となっております。今後の取り組みにつきましても、前段でご説明申し上げたとおり、事業成果が上がっており、5年間の事業期間でございますので、自主的に取り組まれる活動組織に引き続き当該事業の継続について実施方協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 詳しい答弁いただきました。ご答弁いただきました。決算委員会もありますので、簡潔に幾つかお伺いいたしたいと思うのですけれども、第1点目の税の滞納問題は大変なことなのですけれども、ただ私も裁判やつて、そして取りなさいということを言っているのではなくて、差し押さえを実施するという、以前もなのです、悪質な場合は差し押さえも実施するということなのですけれども、やっぱり今の経済事情も反映していること、先ほど聞きましたと、倒産だといろいろな事情が多いわけですから、経済事情もあることだというふうに思いますし、これからも非常に厳しくなるだろうという中で職員の皆さんが大変ご苦労されていることはよく理解しております。

そこで、お伺いしたいのは、今まで余り差し押さえというのがなかったのですが、先ほど部長から答弁ありましたように、もしわかれればその差し押さえのような件数がどの程度あるのかだけお伺いしたいというふうに思っております。

それから、後期高齢者医療制度の問題は、説明ありましたように、これ北海道広域連合の話でありますから、私どもは、ただ、今非常にこのことをめぐって国民の中に先ほど説明がありました混乱も起きておりますし、それからこの20年度に一部手直しをしたということも言われておりますが、先日新聞で報道されていましたように、そのためには広報費だけで8億円も支出していると。新聞に広告を出したる、いろんなことで。今國も財政が厳しい、厳しいといかながらも、結局なかなか周知徹底できないために、そういうことをやってもなかなか75歳以上のお年寄りの人たちに理解をいただけないという事情もありまして、大きな混乱の要因になっています。これから政局がどうなるかわかりませんけれども、私たちはやっぱりこういう国民に大事な医療制度であるとか、年金制度であるとか、そういうものについてはやっぱりしっかりと国民の中で議論をして、そして本当にだれもが安心して生活できるよう、そういう制度を確立していくことが大事であって、国民をやっぱり混乱させるような制度では大変だなどというふうにも感じておりますので、そういう意味でこの後期高齢者事業についての評価については砂川市はこれを国の方針に従い、それから広域連合の方針に従って予算をつくっていかなければならぬことはわかるのですけれども、しかしこの医療制度をめぐっては、先ほども言いましたように、国会でも意見が真っ二つに分かれているような状況もありますし、また政府与党の中でもさまざま意見が国民の批判にこたえて出ているという点であれば、これは今本当に抜本的に見直すか、廃止をするしかないのではないかというふうに考えていますが、その線、市長の政治姿勢としてどういうふうにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

3点目のエコバレーの関係は、詳しい説明がありましたし、6月もあったようですが、私どもいろいろ心配するのは、これに関係する日立金属がやっている本州のほうでこの施設がだめになってしまって、結局自治体がごみがたまとめて大変なことになった事例がつい最近もあるのです。それで、現在は違う市町村のごみ焼却施設に持つて焼却をしているようですけれども、それはその地域の皆さんや自治体の皆さん頑張って日立に全部その予算というか、かかる費用は持たせるということで解決したようありますけれども、そういう点でそういう事情を聞くと非常に心配な事業があるなというふうに思うのです。したがって、やはりエコバレーの状況を正確に把握しながら、今だめになったから、あした次の焼却施設というふうにはなりませんから、やっぱり先ほど言われたように、この焼却施設を、自身をどうするのかと。この辺は、近隣といつてもないのです。北空知も、それから中空知も砂川地区も全部エコバレーに委託しているとすれば、大変な事態になるのではないかというふうに考えますので、そのあたり各関係の首長さん、あるいは副市長さんあたりで、いろいろ他の町村からのお話も聞くわけでありますけれども、今後の方針づけをやっぱり早くしなければいけないのではないかというふうに考えますが、そのあたり再度お伺いしておきたいというふうに思っております。

南1丁目線の問題については、今説明がありました。しかし、国の道路財源についても非常に不透明でありますし、それからきのうの市町村合併に関する市長の答弁でも財政の見通しも砂川も大変厳しい中でどうかという点では市民の皆さんでもいろいろ関心が強いし、いろんな点で意見もたくさんあるところです。ですから、やっぱり私は砂川市の財政の将来見通しをしっかりと立てた上でそういうことをどうするかという点をしっかりとと考えなければならない時期に来ているのだろうというふうに思っておりますので、今技監は建設費は大した変わらないと言つたのですけれども、これから原油高騰その他でどんなふうになるのか、我々も見通しはつきませんけれども、新聞報道によるとさらに大変な事態になるのではないかという報道がされているとすれば、建設事業費も大幅にふえていく可能性もあるので、その辺の見通しも、砂川市立病院の例もあって、幸い市立病院の場合は過疎債が適用されたからよかったですけれども、その辺はやっぱり慎重にしていく必要あるのではないかと考えますが、その辺を再度お伺いしたいと思っています。

最後に、水・農地・水・環境事業は初年度で大変皆さんの努力で進められておりますけれども、ただ私が心配するのは、一般質問申し上げましたように、ことしからまた来年にかけて非常に農業生産、肥料を初め原油、農業生産資材が上がって農業を続けられないという声がもう全道、全国各地で、また市内でも起きているのが実態なのです。住民の皆さんと一緒に取り組んでいますけれども、中心になっているのはやっぱり地域の農家の皆さんを中心にしながらこの事業に取り組んでいて、本当に5年間きちっと継続していかなければいいというふうに思うのですが、しかし私ども5年間経営はもたないと、5年どころか来年の営農すらわからぬというような実態にあるとすれば、非常に大変な状況もありますので、やっぱりこの事業の成果を生かしていくには、やはり農家の経営が安定していく、農家の人たちが安心して営農が続けられていって地域の環境整備もされていくということつながるのだろうというふうに思いますので、その辺で来年度以降のやっぱり見通しという点では、非常に事業そのものの中身はすごいいいのですけれども、本当に続けられていかれるのかどうかという地域の実態をもう少し踏まえて、やはりさまざまな対応策をとつていただきたいなというふうに私自身思っておりますので、そのあたりについてお伺いして、2回目の質疑とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員の2回目の質疑に対する答弁は、午後1時から行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて総括質疑を続けます。

土田政己議員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 19年度の差し押さえ件数でございます、市税の。これについては27件でございまして、平成17年度からは給与、それから預貯金等の差し押さえもあわせて行ってきているところでございます。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 私のほうから、ごみ処理に係るエコバレーの動向も含めた今後の対応というよう

な部分でご答弁を申し上げたいと存じます。

今エコバレーに可燃ごみの焼却委託をしておりますけれども、この関係についてはさかのぼってちょっとと思い起こしてみますと、平成10年ころからごみ処理についてはそれぞれどういう形で対応するのかというような形の中で、これは道の指導も含めて、これは平成14年の12月でしたか、ダイオキシンの規制法、これができまして、可燃ごみを処理する場合には1,000度以上で24時間のフル燃焼というような形の中で、これは単独設置、可燃焼却施設の単独設置、さらには広域設置というような部分含めて検討を加えたわけですけれども、当時の試算では民間に委託したほうが若干安いと、こういうような状況でそれぞれ民間に可燃ごみを焼却委託したと。こういう経過があるわけでございますけれども、平成15年から今まで5年間もう既に稼働し、今6年目に入っているわけでござりますけれども、この平成15年からのエコバレーのそれぞれ可燃ごみの焼却見込みという部分で、当初エコバレーでは産業廃棄物、言うなれば車のシレッターダストを中心で焼却をするというような部分に一般廃棄物がのつかつていったと、こういう経過がございます。そんなような状況の中では、これは道の指導も含めて1,000度以上で24時間フル燃焼というような部分もあって、中北空知で広域でそれぞれ処理をしたほうがいいというような道の指導もあって、深川地区、それから滝川地区、砂川地区、この中北空知を北地区、中地区、南地区に分けてそれぞれ深川を中心とする組合、そして滝川を中心とする組合、砂川を中心とする砂川地区保健衛生組合と、こういう状況でそれぞれスタートしたのですけれども、この平成15年当初の段階でエコバレーに委託する段階で若干この機械にトラブルがあったというような話を実は聞いております。そんなような状況を含めて産業廃棄物の要するに可燃量と申しますか、処理量、これがエコバレーで当初もくろんだより相当少ないごみの要するに収集というか、持ち込みといふか、それが当初よりも100分の1ぐらいいのスタート、当初3万トンぐらい予定したのですけれども、スタート時点では三百数十トンというような状況が、これ過去的に実績として実は残っております。370トンでございますか。それから、平成15年、16年、17年というような形できましたけれども、この産業廃棄物の処理量という部分では、当初の計画よりも3分の1程度しか確保できていないというような状況から、エコバレーの計画そのものが狂つたのであるうといふに実は推測しているわけでござりますけれども、昨年あたりからこの可燃ごみ、一般廃棄物の可燃ごみについて値上げをしてくれというような実はお話をありました。

そんな状況で、一般廃棄物については当初見込んだ数字に大体誤差的には15%程度の誤差しかなかったというような状況の中で、私どもの責任はないよというような状況の中で、この一般廃棄物の焼却委託についてはかなり委託料の引き上げについては抵抗したわけございますけれども、いかんせん相手は民間でもありますし、可燃ごみを焼却委託をしなければ処理できないというような部分もあって、北地区、深川を中心とする北地区、中地区、南地区、砂川を中心とする南地区、それぞれ協議をした結果、当初1万5,960円を2万5,200円にしてほしいというような状況でございましたけれども、何とかこの3組合協議をする中でエコバレーと対応する状況の中で2年間については1万9,950円、それから22年からは2万5,200円というような状況に実は落ちついたというような状況でございます。この2万5,200円という部分が高いか安いかというような部分でござりますけれども、これは道に言わせると適正な金額だというような状況も実はあります。ただしかし、私どももこの金額をある程度容認すると申しますか、認めていく段階では全道の各施設の部分でそれぞれ焼却費の調査も実はしております。ただ、これは現地調査でございませんから、実態として果たしてこの数値が果たして妥当なのかどうなのかという部分については、これは定かでない。これは、高いところではトン4万円から安いところではトン1万数千円ができるというような状況も実はあります。そんなような状況でござりますけれども、このエコバレー2万5,200円という部分については実際にどの程度の可燃ごみの焼却委託が妥当なのかという部分を押さえなければいかぬだろうというような部分で、これは今現段階では北地区と中地区と南地区それぞれ、保健衛生組合、砂川でいえば保健衛生組合ですけれども、それぞれの組合の事務局長が昨年、ことし、ことしもう既に何回か協議しております。この協議の中で、どういう将来形でいったらいいのかというような部分協議しております。ただししかし、若干の各組合、若干の温度差があるというような部分もございます。この関係については、例えばエコバレーにそのまま焼却委託をするという形をとつたにしても平成22年から2万5,200円ということが言われておりますし、25年過ぎてしましますと、10年過ぎてしまますと、もっと高くなるよというような状況も想定されます。

そんなような状況の中でそのままエコバレーに委託というような状況をとるのか、それとも3組合で新たに焼却施設をつくって対応するのか、それとも3組合が物別れに終わった段階で砂川地区を中心とする2市3町で対応するのか、そこら辺の方向についてはこれは早急に方向づけをしていかなければならぬふうに実は私どもは考えております。正直申し上げまして、できるものであれば今年度中にその方向性を見出していくというような形をとらなければ、相手は民間でもありますし、機械でもござります。先ほど議員のご指摘のように、本州では機械がどうしようもないような状況になつたというような部分もござります。今エコバレーとしては、赤字の部分をいかに解消するかというような状況の中で一般廃棄物、この中北空知だけでなく南のほうまでの一般廃棄物の処理も視野に入れた中でそれぞれ努力をしているというような状況はありますけれども、今このままでいくとまだまだその焼却委託費が高くなつていいであろうという想定もできます。そんなような状況の中で最終的にはこれは3組合の組合長が合意のもとに、構成自治体の合意のもと、さらには各自治体の議会の合意をいただきながら方向づけについてはしまりたいといふうに考えております。私もも今どういう方向に進むのか、エコバレーにそのままいって金額をそのままエコバレーの言うままにしたらいいのであれば、これはいいのでしょ、うけれども、なかなかごみ、し尿という部分については自治体固有の事務というような部分もあって、いかに経費を切り詰めるかという部分が非常に大事なことでないかなといふうに考えておりますので、これは早急に方向性を見きわめていかなければならぬといふうに考えておりますので、精力的に話を詰めてまいりたい。ある程度3組合で方向が出た段階では、構成自治体にも話をしていかなければならぬであろう。その間社会経済委員会等々にも逐次ご報告を申し上げながら、それぞれ方向づけをしてまいりたいといふうに考えております。そんなことで精いっぱい努力をしてまいりますので、ご理解を賜りたいといふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 議員ご指摘のとおり、原油高騰による農業生産資材価格の高騰は、来年度の営業に、営農に影響を及ぼすものと十分認識しております。現在来年度の営農対策としては、国の総合経済対策における農業関係の具体的な内容の情報収集をしている段階でございますが、地元生産者団体、JA新すながわ農協では来年度の営農対策の一環として油の高騰に関する独自対策に金融融資や農業資材購入に関する相談窓口開設を検討しており、原油価格の動向によっては年末に小口の金融融資対策として低利の小口融資等も検討されております。国の低利資金の融資制度は、農林水産省が農林漁業金融公庫に対し農林漁業セーフティーネット資金の融通措置がとられておりますが、国の融資資金の金利が1.35%から1.45%で担保設定が必要、かつ融資対象が価格高騰の部分となつてはいることから、実態としては融資手続が緩和されているJA関連金融機関の営農用資金が利用されるものと思われます。その原因は、農協系統資金として利子補給がある融資制度のため1%前後で資金が借りられ、手続も地元農協の窓口で対応され、原油高騰の影響の受けた農家に対して対応を図る予定となっているところでございます。

また、特に農業生産資材で一番高騰しておりますのが60%ほど値上がりしている肥料でございます。農地によつては、肥料の窒素、カリウム、燐の3要素のうち土壤分析により価格の高い燐とカリウムを減らすことができるところになります。現在砂川市の農家の皆様にはJA新すながわが行う無料の土壤分析を受けることができますので、圃場によつては燐とカリウムの少ないPK肥料などの購入ですと生産資材の価格も安くなる営農対策も考えているところでございます。農業関係団体による営農対策会議において、個々の農業生産者の営農相談を受けながら来年度の営農対策を講じられるように対応したいと考えております。

農地・水・環境保全活動支援事業で農村環境整備とともに周辺地域の環境整備を同時に行うことで一般消費者による地産地消にも結びつき、さらに当該事業の効果もあり、地域の農業振興施策の一環として継続方関係者の皆様と協議をいたしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 時間が余りないので、簡略にご答弁をさせてもらいたいと思うのですが、後期高齢者の医療制度について市長は政治的にどういうふうにお考えになっておられるのかということがあつて、本来これは特別地方公共団体になっておられまして、私が本来適切にこれを答弁するのはいかがかというふうに思つてるのですけれども、実は顧みますと平成18年の12月議会でこの連合規約をご審議をいただきました。この際も議員の2人の方から実は問題点が質疑されましたし、土田議員さんのほうからもことしの3月定例議会で保険料の徴収に当たつていわば年金引き去りはいかがという問題含めていろいろご質疑ありました。私どもも全道市長会の役員にもなつてゐるのでありますまして、これは広域連合にする際にも各首長からいろいろ問題があるぞと。もちろんこの市町村、市民ももちろんでありますけれども、国民的にいろいろなこれはブーイングがあるだろう。年齢を75歳で切ることはいかがかと。そういうようなことから、国におきましても一たん制度化されましたけれども、以後にいわゆる均等割が7割から8.5割に変わつた。あるいは、年金口座をまた振替にまた変わつた。あるいは、所得が58万円以下の者5割になつたということで、少しほは國民の期待に沿うような形に改正されているのではないだろうかと。ただ、私どもは、やはり75歳という後期高齢者の色分けをすることによって、夫婦でありますながら別世帯になつていくというような問題を含めて、これは問題あるぞということはいまだに私どもはそう思つております。したがつて、私自身は今まだまだこの制度は安定したことではないのではないだろうか、国もまだ試行的錯誤の中にありますのではないだろうかなというふうに思つておりますので、今後とも国に向かつていわば市長会を通じながら広域連合の今後のあり方、そしてこの制度の見直しというものを実は申し入れをしながらしていきたいのだというふうに思つております。

それから、1丁目のガードの問題でありまして、まさに時間がないものですから、ご答弁簡略をさせてもらいますけれども、言つてみれば、ご質問はやることはいいけれども、財政的なご心配があつてこれは難しいのではないかというご質疑だと思うのですけれども、ご承知のように明治24年に歌志内から石炭を運ぶために砂川経由をして岩見沢で電車ができたと。このことによつて砂川市とすれば、交通の要衝としてやっぱり発展の一助に実はなつてきたのでありますけれども、しかし一方東西の分断をされたということも事実であります。今日まできてはいるわけであります。そこで、必要な理由のことは今は申し上げませんけれども、若干財政的なことでお話し申し上げたいと思うのですが、特に私が申し上げたのは、この諮詢案を出す際には今後の砂川市の財政状況を資料として添付をしながるご審議をいたたくことを申し伝えておりますので、今後出す際にもそういう気持ちには変わりないのですけれども、端的に申し上げますと起債の関係からしますと平成19年度末で約164億ほどの借金をあるわけであります。ただ、この事業をするのには、恐らく完成まで10年はかかるであろうというふうに思つております。現在、これから10年後になりますから、起債も借りないということはなりませんけれども、現時点で164億はどうなるのだろうというふうに見ますと、10年後の平成28年には34億2,500万に実は減ります。そして、今大体この平成19年度で元利合算すると22億ほど返済をしておりますけれども、20、10年後の28年には約9億4,000万程度、半分以下の起債の償還で終わるであろうというふうに推測しております。もちろん財政が好転するということはないけれども、厳しい状況であることは間違いないけれども、かなり実は緩和をされるのではないかなど。そういうことで、できればこれを早い時期にやついてきたいと。もちろん平成20年度の予算に対しても会議所からも一日も早くというような要請もあるわけであります。財政のやりくりをしながらやついてきたいというふうに思つておりますし、さらに平成16年から18年に三位一体改革によって約6億2,000万ほど交付税の削減、補助金の削減あつたわけでありますけれども、11年、12年で第1回の行革をしました。16年にもいたしました。19年にもいたしました。これが約6億5,000万ほどあります。いわば国の補助金、交付金の削減分を何とか議員の皆さん、あるいは市民の皆さんのご理解いただいて、それらのやりくりしながら今日あるわけであります。総体的に苦しいことがありますけれども、何とか懸案事項だけはやついてきたいというふうにいまだに思つております。ただ、交付金の問題が今後ありますから、さらに検討を深めなければというふうに思つています。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 委員会もありますので、私も詳しいご答弁いただきましたので、いろいろ考え方の違うことはあるのですけれども、今最後に市長言われたように、やっぱり我タ一番心配なのは財政なのです。言われましたように、交付税は減ったけれども、結局市民の皆さんに我慢していただいてそれをカバーしたと。結局市民にその負担がかかつたということになりますから、やはりそういう市民負担ができるだけ軽減しながらどうするかというのは私たちも知恵を出さなければならぬことだと思うし、きのう市長も言われましたように、無理なことしてしまうとまた大変なことにもなつてはいけませんし、今言われていますように、この少子高齢化社会へ向けていければ、いろんなやっぱり財政問題での重要な課題もまた出てくるだろうというふうに考えますので、私たちもこの決算審査の中でしっかりと議論しながら砂川市の財政がきちっとできるように努力をしていきたいと思っていますので、以上で終わります。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も一般会計に、予算に、決算についての総括質疑を行いたいと思います。今いろいろな質疑、答弁を聞いておりまして、また複雑な思いの中で質問をしなければいけない、質疑をしなければいけないなど実は思つているのですけれども、まずは18年度の決算と今年度の19年度の決算を歳入、歳入面で比較しますと、約14億円もの少ない、つまり緊縮予算であったのですけれども、最終的には2億円余りの剰余金が出せたわけですけれども、この辺の要因が一体どこにあつたのかといふ点をまずお伺いしたいと思います。

続いては、この平成19年度というのは三位一体改革から税源移譲という形が具体的になつてきただけ年度であるのですけれども、それをあらわすように市税では約1.4億円が増となつてあります。ところが、国はそう簡単に自治体にお金はくれてはいないのではないかというふうに私は思つていまして、これがふえた分どこかが歳入で減つているのではないかというふうには思つのですけれども、その辺のところ具体的にあればお伺いをしたいと思います。

続いては、最近実質公債費比率とか早期健全化の基準の数値というのが注目されているのですけれども、今回のこの決算書を見て私が注目したのが、よく今まで言つれていた数値なのですけれども、経常の收支比率という比率がもちろんここにも載つてゐるのですけれども、決算書には平成15年からの推移が載つていますけれども、だんだん、だんだんと高くなつて19年度では8.9.2%にまで上昇しているという数字が出ております。一般的には市町村では7.5%を上回ると財政的に硬直化しているというふうに言われる数値なのですけれども、そういう点からすると砂川市かなり高い数字が今回の19年度の決算ではあらわされているのですけれども、この辺の意味するところをどのように思つてお伺いしたいと思っております。

先ほどの土田議員の質疑の中でも不納欠損の関係がありましたが、これも18年度と比較しますと、18年度は1,400万ぐらいの不納欠損で、今年度は先ほどのお話もあったように5,300万、本当に大幅な不納欠損で、不納欠損そのものは満納繰り越しを平たい言い方で言えばあきらめてしまうと、もう取りませんということが不納欠損であります。これだけ大きな数字をこの1年間でといふのは余り見たことがない数字なので、少々びっくりしているのですけれども、先ほどもしかすると聞き漏らしてしまったのかもわからないのですけれども、これからもこのようなことが行われていくのかなのです。ここで見ても、収入未済額がそもそもがその可能性のある数字になつてくると思うのですけれども、市税だけでもまだ1億6,600万ほどありますので、不納欠損に至るような金額がここに隠されているのではないかというふうにも思つておらず、これからこの不納欠損、このような今年度みたいな

大きな不納欠損が出てくるような可能性があるのかどうなのかという点と、こういうやり方が、次にお伺いするのですけれども、交付税、地方交付税の関係に影響してこないのかなというふうに思っているのですけれども、その辺がどうなのかもお伺いしたいと思います。

続いて、交付税の関係なのですけれども、今回先ほども言ったとおりに市税は1億4,000万ほどの増となって、大幅な増になります。交付税の交付というのは、大体引き算で基準財政需要額引く基準財政収入額で出てくるわけですけれども、今年度のように、19年度のように14億円も予算規模が変わっても平成18年度の交付税額、引き算の結果ですけれども、ほとんど需要額、収入額が同じで交付税も同じというような状況になっているのですけれども、この辺の理由をお伺いをしたいと思っております。

それから、交付税でもう一点なのですけれども、19年度の交付税額を見ると、特交も含めてですが、40億ちょっとということになります。そもそもこの交付税の中にはいろいろなお金があるのだろうと思うのですけれども、まず1つ大きいのは、決算書の281ページにある借金の元利償還金が交付税で算入されてくるというお金がある。言ってみれば、これはもうひもつきのお金で、借金返しに使うということになるわけで、19年度での算入額は10億円ちょっとというふうに見れると思うのですけれども、さて残りの交付税なのですけれども、普通一般財源というふうな話をよくされるのですけれども、中にはこの交付目的がはっきりしているものというのがあるのではないかというふうに思うのです。その金額は、19年度の決算で大体どのくらいなものなのか、あるいはその金額の主な項目をお伺いをしたいと思います。

最後の質疑なのですけれども、歳出の不用額という点なのです。これも私ちょっと調べてみると、各年度でばらばらです。今年度、平成19年度では不用額が1億4,000万ぐらいになっています。そもそもこの不用額というものが普通といえば、初年度に、初年度って年度当初に予算化したものが結果的に使わなくて要らなくなつたから不用額ということになるのだろうと思うのですけれども、そんな考え方でいいのかどうか。

それと、今まで調べてきまると、不用額が即差し引き残額になっていくのかどうかという点なのですけれども、ますそこの点をお伺いをして、1回目終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 7点ほどご質問があったかと存じます。一応順番にご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、1番、1点目の18年度決算の歳入と比較して約14億円もの緊縮予算であったが、2億559万円の剰余金を出した要因についてというご質問でございます。これにつきましては、平成19年度決算、これは平成18年度と比較しまして大幅に減少してございます。この大きな要因といいますのは、駅東部地区開発事業の終了によるものがほとんどございます。これによって歳入歳出、歳出差し引きで2億559万670円の剰余金が生じたところでありますけれども、予算と比較いたしまして主なものとしましては、歳入では特別交付税で5,012万9,000円、個人法人市民税で1,334万1,000円の増があり、歳出では道路の除排雪等委託料、これで3,914万1,000円、各特別会計繰出金、これで1,442万1,000円、障害者に係る自立支援扶助費1,381万7,000円、砂川地区保健衛生組合負担金1,169万円の減などがあります。剰余金につきましては、市債の償還財源に充てるため5,500万円を減債基金に積み立てを行い、差し引きの1億5,059万670円を平成20年度に繰り越しましたところでございます。

続きまして、税源移譲の関係の中でほかに歳入が減っているところはないのかというご質問でございます。税源移譲の関係でございますけれども、16年から18年にかけて三位一体改革ということで交付税、それから補助金、それから税源移譲ということで補助金をある程度削減をして、それを税源移譲しましようということで始まったことでございますけれども、砂川市の関係でいきますと平成18年度における補助金の減額分、これにつきましては2億8,548万3,000円ございました。これに対してこの削減に伴う交付税での措置分というものが8,117万6,000円、またそのほか所得譲与税として18年度は補助金の削減分の補てんをしていただきましたけれども、所得譲与税としてはすぐには税源移譲という形にならないで所得譲与税という形で18年度は措置されてございますので、それに係る金額が1億3,875万2,000円ということで、これらを足しても7,000万ほど実は補助金の削減のほうが多かったという実態にございます。この所得譲与税につきましては、そのまま税源移譲ということで19年度においては税制改正においてフラット化というか、10%、いわゆる市民税の6%から上げた分についても所得税を落として双方で個人の負担はふえないようにするというような状況の額で見ますと、これは収納率とも関係してきますけれども、当初の予算ベースでいきますと1億4,457万5,000円ということで所得譲与税に見合い分以上には税源移譲はされてきていると。ただし、当初の補助金の額から見るとそこまではいっていないという状況にございます。

続きまして、3点目でございます。3点目につきましては、経常収支比率の質問でございました。この砂川市においては89.2%と高い率を示しているが、この数値の意味するところについてでございます。経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経常経費に充てられる地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源の割合を示すもので、一般的には市町村、これかつ昔の話なのですけれども、75%を超えると財政の弾力性に乏しいというふうに言われているものでございます。砂川市は、公債費の償還金の額が多いことなどから89.2%となっておりますので、公債費負担適正化計画による公債費の削減に向けた取り組みなどを進めていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

なお、参考といたしまして平成18年度における比率ですけれども、類似団体では93.7%、北海道市町村の平均では91.1%、全国市町村平均では90.3%でありますので、砂川市は公債費は多いのでございますけれども、経常経費の中でも人件費の割合が少ないということともございまして平均を下回っているという状況にあります。

続きまして、不納欠損の関係でございます。先ほど土田議員の中でご答弁を申し上げてございましたけれども、これからもこのようなことが行われるのかというご質問でございます。昨年の決算委員会の中で申し上げたのでございますけれども、今交付税も大きく変化を遂げてございまして、交付税の算定基準の中で地方応援プログラムというのがございまして、行革に取り組んでいる団体、または収納率、これの向上に努めている団体については交付税で配慮されるというような状況に今日なってきてございます。昨年申し上げたのですけれども、砂川市においてもある程度過去的には積み残した、取ることもできないようなものも残してきた経過があるから、これについては何とか整理していくみたいと。ただし、そのときにはそれ以上は申し上げなかつたのですけれども、先ほど土田議員の中でもそれらの整理する条件について申し述べましたけれども、単純に滞納をして悪質、いわゆる悪質な滞納者、これについては不納欠損とする考えはございません。あくまでも時効は5年でございます。ただし、分納の誓約をしているものについては時効が停止するというのがございますので、それらについては落とすことはいたしません。ただし、先ほど条件述べたように、誠実にそれにこたえてきて、かつ5年以内に滞納がないと、そして所得状況も厳しい中でもやってこられた方についてはある程度そういう条件をつけた中では整理していかたいというのがございます。

それで、これをいつまでやるのかとということでおざいますけれども、昨年は年次は明示しませんでした。14年、時効の以前の14年までの額については6,600万ほどございます。これを何とか中を精査した中で、税の公平性を勘案した中で2カ年で何とかこの積み残してきた分については整理をし、これを整理することによって収納率については、ちょっと今定かに申し上げるのは危険なのですけれども、概算では2%ほど変わってくるのではないかという試算もございます。これらについては、何とか議会のご理解を得た上で2年間でこれらについては整理していかといいう考え方でございますので、ご理解を願いたいというふうに考えております。

続きまして、交付税の関係で2点ほど質問がございました。交付税の中で予算規模が前年度と比較して約14億円

違っているのに、平成19年度の基準財政需要額、収入額の差がほとんどないというのはどういうことなのかということをございます。地方交付税のうち普通交付税は、各地方公共団体の標準的な財政需要及び財政収入を合理的に測定するために一定の方法により算定するものであり、特に建設事業の多寡なども考慮されるものではなく、予算規模とは直接的には運動しないものであります。基準財政収入額につきましては市税の一部などで当該年度の課税の状況から算定するものもありますので、この部分としましては予算額と関連するものであります。

次に、交付税の使途、いわゆる交付目的がはっきりしているものについての項目及び金額でございますけれども、地方交付税はあくまでも一般財源でありまして、使途が定められているものではございません。現状の中では、国保会計の財政安定化支援事業に係る普通交付税の需要額を国保会計繰出金として、また病院事業に係る普通交付税の需要額、特別交付税の算定額について病院会計繰出金として金額を繰り出しているところであります。

続きまして、歳出の不用額でございます。歳出の不用額とはどのように考えればよいかというご質問でございました。平成19年度の不用額は1億4,024万6,646円となっております。特徴的なものといたしましては、降雪量の減少などに伴い除排雪に係る経費の委託料などで不用額が生じたこと、それから砂川地区保健衛生組合においてごみ処理手数料、資源ごみ売払収入の増により砂川市の負担金が減額となつたことにより不用額が生じたところであります。また、事務的経費の節減に努めているほか、扶助費につきましては給付額に変動があるため予算不足となるないように予算計上しておりますので、実績としては不用額が生じると。それから、医療費、介護給付費に係る特別会計繰出金についても同様な理由で不用額が生じるところでございます。

続きまして、一番最後何だ……不用額と歳入歳出の差引額がイコールとなるのかというご質問でございました。不用、歳出、歳出の差引額についてはあくまでも歳出と歳入との差額でございまして、不用額については今申し上げたのは歳出のほうの差額ということでご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 いろいろとお答えをいただいたのですけれども、細かく2回目をお伺いするつもりはないです。今議会いろいろ通じてとかして、どうも砂川市は今財政的に厳しいのか厳しいのか市民の皆さん非常に迷っているのではないかと思うのです。つまりきのうあたりの副市長のお話でいけば、まあまあ、これからも行財政改革もしなければならないかも知れないけれども、何とか乗り切れるとか、先ほどの市長のお話、南1丁目線の関係とか、実は僕はそうではなくて相当厳しいだろうなと、今。そういう意味からして89.2%の経常収支比率というところもお伺いしたわけですから、ただこれは先ほどお話を類似団体、あるいは全国平均はもっと高いので、まあ、うちはまだ何とか大丈夫ですと、こういうお答えなのです。どうもこの辺のずっと今までのお話の流れがもしかすると砂川の財政状況を見誤らせてしまうようなご答弁が多かったのではないかと思つておりますが、現実的に言うと、この14億もの緊縮予算であったということは、そこには、要するに今の駅東部の関係がなくなつたからそつくりそのままま起債も借りなくなつたし、予算が小さくなつたのだと。それでありながらも2億円余ったのでということになるのだと思うのですけれども、ただ18年度と19年度を比較すれば、建設事業費は25億から9億と一挙に少なくなつていい状況で、きのうかおとといかも話しました、これからもっともっと下がつていかなければならぬということは現実としてあるのだろうとは思うのです。ところが、そこがなかなか伝わっていないのではないかというところは、僕が今一番感じているところなのですけれども、経常収支比率、ほかと比較してという問題ではなくて、この89.2%、もうほぼ90%に近いということは、市長がある程度政策的に使えるお金というのが本当にないということを示しているのだと思うのです。そうなつてくると、ではうちの市長はこれからお金がない中、自分の政策予算がない中で何に重点を絞ってやっていくかということになつてくるわけです。そうなると、ではそれ南1丁目線なのですかというお話ですよね。先ほど市長は、いや、何とか財政状況を見ながらもそのだろかという、このだとうは、はっきりとお答えになつてゐるのですけれども、市長、自分で大体19年度で自由になるお金というのは市長のポケットの中には大体どのくらい入っているものなのですかねという、お答えをちょっといただきたいのは、ほとんどがやっぱりもう義務的な経費がほとんどのうちの今の予算なのだろうと、予算って決算も含めてのことですけれども、でもとても華々しい話がいっぱい出てくるものですから、うちの場合。そこで、見誤つてはまずいかという意味も含めての今回の総括質疑なのですけれども。

あと、不納欠損の関係はわかりました。今までお金があるようになつていて、実はもうこれは取れない、取れても、取れないようなものがお金としてこの決算書や何かには残っているわけです。例えば調定額というのがあるのですけれども、調定額というのは物の本を調べれば、本来砂川市が確保できるべくお金がこれだけです。ところが、予算現額といいのは予算として使えるお金、この差が2億円もあるわけです。では、その2億円は一体どこにあるお金なのだということをずっと僕は疑問に思つていまして、実は収入未済額として本当は取れるものを取れていないとすれば、税務課の職員頑張ってやっているのはわかるのですけれども、本来取らなければならぬものが取れていないでそのまんまなつていています。それは、仕事がちゃんとできているのかという形にもなりかねないわけで、そういう意味でいえばこの不納欠損を一気に片をつけていくということについてもよっぽどうまく広報をしていかないと、さつき総務部長がおっしゃったように、じつと黙って5年間していればこれはもうそのうち言ってこないのでないかとかいうモラルハザードにもなりかねないというか、とても難しい微妙なことではないのでしょうか。とにかくいつに思つてはすけれども、そういう点でいけば今回のこの平成19年度の決算といいのは相当特色的な年度にこれから砂川のことを考えるとなつていくのかなというふうにも実は思つています。19年度の決算見ると、非常にお金のない中でどう市長は政策をやっていくのかということになつてくると思いますし、市長がこれまでたくさんあつた借金をかなり頑張って少なくされながらもいろんな事業をこなしてこられたというふうには私は思つてゐるのですけれども。

先ほどの交付税の関係で1つお伺いしたいのは、総務部長は交付税といいのは一般財源で使途は定められていないというようなお話をされました。よく最近の国の政策というか、出てくるのは、交付税措置をしますというのがよく出てくるのです。それは、そんなに大きなものではないのですけれども、例えば学校図書費を交付税措置します。今回も中江議員がお話しになつていていた問題があるのですけれども、ちょっとそれ僕もフォローしようと思うのですけれども、つまり国は一つの目的を持って交付税措置をしますと言つてはいるわけです。つまりそれは何かといえば、特別教育支援員について20年度でいえば360億円を交付税措置します。これは、各市町村の学校単位、全体の単位として1校当たり1200万円になるのだということを言つてはいるわけです。この19年度の決算でも、いや、この19年度でもその交付税措置はされているのです。その交付税措置は、今年度よりは少ないけれども、全体的には250億円、この特別教育支援員の配置について交付税措置をしているというふうに言つてはいるわけです。ところが、今回の19年度の決算を見ると、そこはどこにもないのです。となると、国は交付税措置をこの項目についてしますよと言つてはいるながら、市町村が、いや、うちのまちがそれをしないということは一体どうなのですかという話なのですけれども、そんなことすべてがみんな、確かにお金は色はついていないとはいながらも、出すほうは交付税措置としてこれだけのものは何とかするようにという形で出しているものが、もらった側は一般財源だといってこっちのほうに使ってしまおう、こっちのほうに使ってしまおうというのでは私は本来ではないのではないかというふうに思つてはいるのですけれども、そういうことってほかにたくさんあるのではないかかなと思って聞いているのですけれども。ただ、私が今特にお伺いしたいのは、特別教育の支援員の関係のお金といいのは一体19年度の決算ではどこに行つてしまつてはいるようになつてゐるのか、かなり細かい話に最終的にきゅつとなつてしまつたのですけれども、その辺のところをちょっとお伺いをしたいと思います。

それと、不用額の関係なのですけれども、先ほど1回目でちょっと質問したときに触れたのですけれども、これ予

算としてこのぐらいの予算を確保しますと、ところが決算になったらこの分が不用になりましたということになるわけです。これ言い方によつてみれば、予算の配分が本当にきちっとなつたのかどうかという評価につながると私は思つているのです。降雪量の関係で5,000万とか、いろいろなお話がありました。これ仮にその予算をもう少しきちっと立てていったときには、この不用額というのは少なくなつてもいい要素だと思うのです。つまりお金がない中でどれだけの事業をやれるかというのは、ここに僕はかかっているような気がするわけです。不用額が1億4,000万円あるわけです。の中にはどうしても不用になるものというのは、これだけはとつておかなければならないものというはあるのかもしれません。ただ、一つ一つのものを精査していったときに、数千万の単位でこのお金を違う事業に使えるという可能性は出てきているのではないかというふうに思うわけです。その辺のところは、私のこの認識というのは間違っているのかどうか、2回目にお伺いをしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員の2回目の質疑に対する答弁は、休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

小黒議員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 それでは、私のほうから交付税制度に係る問題と、それから不用額、これについてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、交付税でございますけれども、この交付税制度そのものといいますのは人口10万を基準として算定されてございます。とともにこの制度自体といいのは、税収の少ない市町村、多い市町村も全国一律のある程度の一定規模の標準的な事業ができるようというふうに、ということからつくられた制度でございまして、その配分方法をどうするのかと。例えば税収の少ない市町村にあってはどうするのかと。その積算の根拠としてそれぞれ議会費なり総務費、企画費などで、または教育費、学校数だと、いろいろ人口、面積、それを基準にして交付してくれるものでございまして、これについては先ほども言いましたけれども、全国標準的なある程度の事業ができるものを積算するための、ちょっと乱暴な言い方でありますけれども、道具、ツールといいますか、道具といいますか、それを積算する根拠を持たしたものでございまして、必ずしもそこに積算されているからそれをやらなければならないというような種類のものではございません。交付税で措置されなくてはその自治体によっては市長の裁量の中では基準外の事業もすると、それが地方自治の趣旨であり、本旨でございますので、全国一律に同じような事業をすればというふうなものでつくられたものではなく、あくまでも地方交付税というものは財源保障、財源の弱い団体の財源保障という制度というふうに理解していただきたいというふうに思います。

それから、不用額の関係でございます。19年度繰越金で結構多額な額がございましたけれども、そのうちの半分1億については除雪費、それと特別交付税、これ合わせて1億でございまして、この辺をなかなか正確に読むといふのは、現実的にはあくまでも積算は国の基準の中で何%削減といえば、それで見るのが本来の趣旨でございますし、除雪費につきましても過去的には途中の補正ということなく、年間通してある程度業者にも支払えるように当初から予算を組みなさいという議会の要望もございまして、ある程度1億5,000万という数字を組んできたというのがございまして、半分は、その両方で半分を占めていると。そのほかの金額でございます。大変細かいものがいろいろ重なっていますけれども、扶助費、特に扶助費は多いのでございますけれども、ある程度この予算の時期といいものは12月に積算をします。12月に予算を出して予算書をつくると。しかし、その後の執行については3カ月ございます。特に扶助費については、人數が変わつてくれば当然金額も変わってくると。ただし、予算が不足して支払えないという状況は避けなければならぬといふのがございますので、ある程度それらも対応できるところも見込みながら予算を組んでいるという実態もございますので、余したから悪いというものでもなく、あるから使えばいいというものでもございませんし、事務費的にも必要になる分もございますので、ある程度小黒議員言われるとおり、予算をある程度しっかりと近く、近い数字で組むのは財政論としては原則なのでございますけれども、扶助費についてはなかなか難しい面もございまして、これらについてはどうしても不用額が出てくるということがございますので、その点については十分ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 市長のポケットマネーと言つたら表現いいのだからわかりませんけれども、いわば事業費はどの程度かといふと、大体3億前後が使える事業費でないかななど。常々私申し上げているのは、砂川の財政規模はどうかといふと、100億ぐらいが精いっぱいの規模だろうと。特に100億の中に経常費が一体どういうふうになるのだろうと、それから臨時費はどうなのだろうと、こういうことなのです。こことの当初予算は105億4,000万でございますけれども、この5億4,000万は借換債でございまして、高い利息の分を払って安い金利に振りかえたと、5億4,000万を。したがって、歳入歳出5億4,000万持っているわけですから、実際100億の予算なのです。こことは財政的に少しそくなつたのは、今まででは大体100億のうちの97億が大体この経常費で、3億が事業費といふふうな振り分けがあつたのですけれども、こことはたまたまこれが92億ほどに経常費は下がつたと。もちろん今まで行政改革したことでも大きな要因でありますけれども、同時にその行政改革やった職員費が1億1,600万ほど落ちた。あるいは、振興公社の貸付金の1億6,800万がなくなつたと。さらにまた、起債の公債費が8,000万ほど減ってきたといふふうなことから経常費が落ちたと。ただ、私も議員のときよく前市長に質問したのですけれども、経常費のか事業費か長年やつてあると振りかわることあるのです。例えば街路灯が毎年同じように出る場合、それ事業費に見るのか、あるいは臨時費に見るのか、経常費かといふと、恒常的なものいかがかななど。特に除雪1億5,000万ほどあるのですけれども、そういうふうなことからすると通常ずっとやっていくと経常費から、いや、臨時費から経常費にかわるということですから、その差は首長によつては若干異にすることがありますけれども、ただ3億といいますけれども、今補助は大体2分の1で、残りは起債で100%といふふうになると、3億といつたら30億の事業もやろうとすればできます。ただ、修繕や公営住宅や学校の修繕維持になると単費になりますから、そんなことにならないけれども、ただ後々の支払いを考えると、余り起債は借りないようにやっていかなければならぬといふふうことでございまして、3億前後をめどにして臨時費を予算計上していきたいといふふうに考えております。

それと、前に小黒議員さんにも1丁目のことお話ししたのですけれども、やっぱりめり張りつけるということは、ただ毎年補装をだらだらやるとそういうことでなくて、やっぱり財政を見比べながらどうしてもやらなければならぬものは思い切つてやろうと、やらないものは頑張ろうと、いや、我慢しようと、こういうめり張りをつけた財政運営といふのは必要なのではないだろうかななど。ただ、やっぱり我々は、地方交付税が40%近く歳入占めているわけですから、これに手をつけられているわけですから、大変財政的に厳しいということでございまして、今行革といふのは名前はいいけれども、サービスを低下させているということも事実でありますから。したがつて、このサービスを低下しないでやるということになると、住民の協力を得なければやつていけないものになるのではないだろうかなと思いますけれども、これから知恵を絞りながらより好転をするような財政運営をしていきたいものだと言つておきたいと思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今議会を通じてでも一般質問なんかを同じように聞いていると、我々がいろいろな市民の皆さん方

の要望を受けてここで話している内容というのは、本当にお金に換算すると大したことではないのです。例えば引き合いに出して申しわけないですけれども、妊産婦の健診の話がありましたよね。あれが5回を例えればですよ、例えれば10回にしたとしても130人の妊婦さんが出産をするとして700万。もう一つ、例えれば75歳以上の健診の話も出てきましたけれども、これも400円で1,000人の方で40万というぐらいの、もう今我々も予算なかなかないのわかっているわけで、ただ結果的にそれをどういうふうに予算をつけてもらうのかということはやっぱり市長の裁量だったり、皆さん方の考え方ということになっていくのだと思うのです。数千万の中いろいろな我々が要望する事業というのはできていくのかなというふうにも思っているわけで、さっきから不用額、何で不用額って、平成18年度は不用額が2億あったり、19年度が14、いや、1億4,000だったりとか、もっと少ない7,000万ぐらいのときもあったりとかとかなりばらつきがある、年度年度でいろいろなことがあるのだろうとは思うのですけれども、本当に一つ一つをきちんと把握していただいて予算を執行していっていただかないとまずいなど、そういうふうにしていただきたいなというふうに思うわけです。14億の予算が少なくなっていてもことしは2億、19年度は2億が余ったよと。この2億の中でもかなりの事業もまたできることも間違いないわけで、残して借金を減らして基金を積んでいくことも確かに大事なことだとも思うのですけれども、そこら辺のめり張りといふか、どういふうに今後つけていっていただけるのかなということをこの決算の中では私は感じているのですけれども。

もう一つ、総務部長は事務的なお話をとしての答弁で、まさにそういうお答えになると思うのですけれども、我々からしてみると、例えれば物を見て交付税の算入されていましたよと、この案件で、さっき私が言ったのは、特別教育支援員を配置するために文科省はこれだけ交付税に算入しましたと言われば、当然それって予算につくものだと、反映されるものだと思いますよね。国のはうも当然そうだと思ってつけているのだと思うのです、実は。ところが、こっち入ってきてしまったら、お金に色ないから、違うお金を使ってと、こんな話になるわけです。120万円、1人支援員をつけるために交付税措置として120万円を出しました。市内に7校小中学校ありますから、実は840円分、いや、840万円分の交付税を国は渡していると思っているわけです。僕は思うのです。だけれども、予算に反映されないぞ、決算にもないぞとなっていたときには、そのお金一体どこ行ったのだと。この支援員といふことがだれも要望していないのならないのですよ、それ勝手にやつて。うちは必要ないから、違うところに裁量として使っているのだというのならないのです。ところが、学校からはちゃんと要望があるはずですね、教育委員会では。あるはずなのに、地元も望んでいるのに、だけれどもお金に色がないからって実は違うところに回ってしまっている。違う。違うように思えないのです、僕には。だとすれば、何で交付税措置をしているという言葉になるのかといふことなのですけれども、それがどんな勘違いなら見識を違うふうにしないと、国にだまされているのか市にだまされているのかということになりますけれども、少なくとも私が見ている限りは国は、現実的には特別教育の支援員のことしか頭にないので、ここに集中してしまうの、皆さん方にお許しいただきたいのですけれども、やっぱり普通だとおかしいですよね、幾ら市長が首横に振っていたって。国は、交付税措置している。しかも、全国の学校数に見合うだけの予算措置560億円していますよと宣伝しているのです。違う。どうしても市長は違うと言いますね。

まず、総括質疑ですから、余りいろいろな話をしてはいけないと思いますし、できればここでさっきの南1丁目線の話もやりたいところなのですけれども、本当に今砂川市はごくごく自由になるお金少ない中で議員もいろいろな人たちの要望を受け、自分たちでも考えながらこういう施策をとにかくやってほしいな、本当に僕らの言うこと、何十万とか何百万の話だったりすることが多いです。そういう意味でいえば、財政的には非常に大きな規模なのだけれども、自由に使えるお金というのは本当に少ないのだろうなというところを今回のこの決算書を見ながらつくづく感じているわけで、そういう意味からしていけばこれからますますしっかりと財政運営をやっていかなければならないのだろうというふうには思っていますのですけれども、どうもさっきの市長が一生懸命首を振っているところだけは何とかご答弁をいただきながら下がりたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 私のほうから交付税の関係についてちょっとお話をさせていただきたいというふうに考えますけれども、実は今お話しの交付税、要するに交付税に算入したというようなお話をございますけれども、実態として今この決算書の41ページを見ていただければおわかりいただけるのかなというふうにも考えますけれども、実態として砂川市の予算は約100億というような状況がございます。ここに普通交付税と右側のほうに書いてあって基準財政需要額55億9,200万、大体50億から60億の間というような状況になっております。ですから、大体砂川市の要するに必要な経費については、国では55億9,000万という見方をしているというような状況でございます。それで、結果的に基準財政収入額19億9,200万を差し引いて普通交付税は35億交付されると、こういう実は仕組みでございます。

それで、交付税についてはいろいろちょっと中身的には非常に難しいのですけれども、基本的に例えれば消防費ですか、道路橋梁費ですか、それから学校、義務教育費だとか、いろんな部分があります。それで、学校、例えれば学校1つを例にとると、学校数に応じて1学校幾らというような基準財政需要額が組まれております。学級数1学級について幾ら、そして児童生徒数について幾らというような形で組まれています。それで、学校、1学校について、1学校を運営するために通常この程度かかります。その中で結局細かに、結局要するに例えば学校支援員が幾らだとか、いろんな部分で結局通常の運営経費については細かに分かれていらっしゃる、どういうような形で組まれている。文部科学省なり総務省では、基準財政需要額に算入したよというような状況でそれぞれ各年度かなりの数出てまいります。しかし、それだけ交付税がふえているかといふと、実態として算入するものはしているけれども、基準財政需要額、単位費用と申しますけれども、要するにどの程度の部分に何がどの程度かかるかという部分が積算されているのですけれども、その単位費用で結局金額を落としていったり、ほかのものを落としていったりといふような状況の中で総体的な交付税を調整していると。こういうような状況ですから、何々をどれだけ算入したよという裏には必ずどこかで何かが落ちていると。こういう実は減少が顕著に見られると、こういう状況でございます。そんな状況の中ですべて交付税に算入していくというような形になると、交付税どんどん膨れていくというような状況になりますから、それでは国の財政がもたないというような状況で国の交付税、交付金についてもそんなにそんなに毎年変わっていない。そして、結局人口の規模の多いところについては、人口に応じて一番積算される部分が多く算入されますから、交付される金額が多くなるというような状況ですけれども、学校数、学級数という部分では砂川市はかつて小学校10校から5校に減らしていったというような状況の中でかなり圧縮されているというような状況もございます。ですから、交付税に算入されている部分をすべてやつたに、やつたと仮定すると、これ全然結局、それぞれの結局事業運営できないというような状況になります。交付税に算入されている以外の部分もかなり結局行政経費としてはかかっているというような状況でございますから、すべて結局交付税に算入されている部分がすべてそれに結局対応できるというような状況にないということをご理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第17号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第18号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中江清美議員。

○中江清美議員 (登壇) それでは、私は国民健康保険の特別会計について何点か総括質疑をしたいと思います。平成19年度は、保険税率の上がった年でありますので、収入としてはふえているのですが、歳入はふえているの

ですけれども、ただ全国的にこの国保料の問題というのは結構出されておりまして、滞納者がふえていたり、保険料を払えなくて資格証明書とか短期証の交付につながることが多い傾向にあるということで全国的に国保の関係では出されているのですけれども、砂川市の場合はそういう19年度の決算の中でどういうような状況になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、2点目としては、先ほど、今もいろいろ不納欠損のことでの議論あったところなのですが、国民健康保険税も今年度は例年になく多い額なものですから、監査の報告の中で時効完成とか執行停止によるものであるということなのですが、この点もっと具体的に内容をお伺いしたいと思いますし、あとまた今後滞納金とか、それについても先ほど市税の中で議論されていて内容で同じような回答が来るのかなというふうには思っておりますが、やはり国保税、やはり住民の健康を守る保険、大変重要な会計なですから、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 平成19年度に保険税が上がったことによる資格証明書及び短期被保険者証の本市の交付状況について、ますご答弁申し上げます。

資格証明書につきましては、1年以上の滞納などが交付基準となっておりますので、平成20年度の交付数が確定していない状況での判断は難しいところであります。年度当初の5月1日現在の交付数を比較いたしますと、平成18年5月1日現在では120世帯、平成19年5月1日現在では123世帯、平成20年5月1日現在では116世帯となっておりますので、この数字から想定いたしますと国保税を上げたことによる資格証明書交付の影響は小さかったものと推察しているところであります。また、短期被保険者証につきましては、平成18年5月1日現在で84世帯、平成19年5月1日現在で92世帯、平成20年5月1日現在で81世帯となっておりますので、被保険者証、短期被保険者証につきましても影響は小さかったものと推察しているところであります。資格証明書及び短期被保険者証の交付においては、国保税を納めていただいております世帯との整合性を図りながら、滞納世帯の状況を十分に考慮して交付することとしているところであります。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 私のほうから、不納欠損額の大幅増加の要因及び未済額の解消対策についてご答弁を申し上げます。

国保税の平成19年度の不納欠損額は3,313万6,562円で、昨年が1,238万6,843円でありましたので、約2,075万円増加しております。昨年と比べ大幅に増加となった、増額となった理由としては、これまで納稅義務者の死亡や転出先不明者など極めて限定的なものを対象に実施してまいりましたが、国民健康保険では収納率に応じて調整交付金のペナルティーが定められており、平成19年度までは当該年度課税分の93%以上がペナルティーのない収納率がありました。今後の方針として、過去の未納額である滞納繰り越し分の収納率も加えて一定の率を定めようとする動きがあることから、国保税の収納対策には滞納繰越額の縮減も必要となったところであります。そのため、平成19年度の不納欠損に対する考え方を地方税法第18条に基づき消滅時効である平成14年度以前の滞納分の約8,200万円を対象に一部納付や滞納処分等で時効が中断しているものを除き、主に地方税法第15条の7、執行停止の要件に該当するものを抽出した中で整理を進めてまいりました。具体的には一般会計の市税と同様な考え方で欠損の該当者としたところ、欠損額は116件で3,313万6,562円となりました。内訳としましては、市内居住者が87件の2,667万1,562円、市外の者が31件で646万5,000円であります。

また、欠損金の処理ですが、地方税法の規定により時効により納稅義務が消滅したり、滞納処分をすることができない要件に該当し、一定の期間が経過したものについては滞納している税は徴収することができなくなります。そのため、徴収できなくなった税金は欠損処分することで滞納税額より除外することとなります。すなわち、19年度中に欠損処分した税額について年度末に不納欠損額として決算処理をし、次年度以降の滞納税額から除くこととなるものであります。

未納額の解消についての対策につきましては、短期証、資格証明書を活用した納稅折衝を進めつつも市税の収納対策同様に、いわゆる税をきちんと納めている方とそうでない方の不公平さを許さないという方針のもとに電話連絡、臨戸訪問による納稅折衝に加え、夜間納稅相談の開設や夜間納付窓口の設置、市外転出者に対する管外徴収等を実施しながら、平成18年度から積極的に行っている差し押さえ等を状況に応じて強化してまいりたいと考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 今部長のほうからいろいろご答弁いただきました。それで、収入、収入率というのですか、今年度、19年度は上がっていますけれども、ただやはりその中で資格証明書を発行されている方、18年からずっと見ますと少し少なくなっているということですが、やはり120から123、ことは116ということで、結局この方たちというのは保険証を、実際に病院にかかるときに窓口で全額払わなければならない人たちがこれだけいるということなのです。全国的にこういう慢性疾患とかいろいろな病気が抱えていてやむなく仕事ができなくて国保税が滞納されて、そして資格証明書になって何かすぐ病院に行けなくて、そして急にどうしようもなくなつて行つて手おくれで亡くなるというのがここ最近全國の中でも何例か出ております。そういうことで保険証というのはやはり命綱、最後の命綱なものですから、部長のいろいろな公平性というか、その税を払っている人、払っていない人の公平性という言葉も何回か出てくるのですけれども、私はやはり砂川市として砂川市民、本当に悪質でお金を払わない人たちに対して資格証明書というものはわかるのですが、本当に払えない人たちの援助というのですか、その資格証明というのに対しての対応というのですか、やはり命を守る最後のとりでというか、それは自治体の役割ではないかなというふうに思うのですから、それとあと国保に入る方というの今は後退職された方やら、それから若い人たち、今派遣とか雇用、不定期の雇用されている方とか、そういう方で国保に入る人たちといいのはいろいろ多様化していく、農家の人たちもそうです。今まででは第1次産業の方が多かったのかもしれないですが、そういうことで多様化されてきて社会的ないろんな環境のもとでそうならざるを得ない人たち、そういう人たちを、やはり国保の制度というのは、日本というのは全部皆保険、どこに行ってもその保険証一つでかかれるといういい制度といふことでずっとこれまできたと思うのですが、数年前から証明書、資格証明の市町村に義務化というのですか、かなり厳しい状況になつてきているということで資格証明を発行せざるを得ない状況になつてきているのですけれども、もともと国保に、会計に国がどのくらいお金出しているかといったら、ここでも会計の中で出ていますけれども、25.何%といって大体4分の1の予算しか国は国保に、会計には出していませんわけです。ということは、今後本当にこういう国の支出が自治体に対して少ないわけですから、今後いろいろ治療する方、病院にかかる方がふえていくと。また、今回値上げしても実際には八百何万ですか、差し引きして850、818万か、差し引き残高、値上げしても818万のお金が19年度は残るわけですけれども、でも本当にこの先を考えますと、いつも住民が負担していかなければ、今後期高齢者制度も始まって国保の人は介護支援金ですか、それから介護保険、それから医療費と本当に負担がふえてきているので、その辺では市長会なんかでそういう国の国保に対する支出がどんどん、どんどん、一時は50%近く、約2分の1が国の支出であった会計なのですけれども、それが年々こうやって下げられてきているということでは自治体としては当然厳しくなりますし、そこに住む住民の健康もやはり守られなくなるということで、やはりそこら辺で市長としてはこういうことでこの先本当に住民の負担もふえてまたいくのではないかと私心配なものですから、その辺でちょっとどういう市長はお考えかお伺いしたいなと思います。

それと、もう一つ、不納のことはいろいろなこれから会計のいろいろな変わってくるということで、その前にい

いろいろ処理をしておかなければならぬという部分での措置というふうにも受け取れたのですが、結構あれですね。それで、先ほど交付税の算入のことでいろいろやりとりあったのですが、普通会計から国保会計への繰出金といふことで平成18年度のちょっと資料あるのですが、普通交付税、国保分の措置額ということで砂川市に3億2,679万2,000円という額が来ていると、措置額ですね。そして、実際に普通会計から国保会計へ繰り出したのが1億7,130万2,000円ということなのですが、これは全道のいろいろ市町村の例を見てみると、国保分の措置額をより以上に負担している市町村が多いわけです。たまたま砂川はその措置額よりも半分、半分というか、結構少なく、ということは頑張っているという状況なのかというふうに思うのですが、それの関係についてその辺ちょっとわかりやすくお話を伺えればと思うのです。

まず、そういうことでお伺いします。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) 私のほうから資格証明、さらには短期証という部分について。

確かに平成19年度国民健康保険税率を改正して、した部分がございます。ただ、根本的にご理解いただきたいのは、国民健康保険という部分については相互扶助の精神から成り立っている制度だという部分はご理解をいただきたいというふうに考えます。これは、相互扶助という部分で国も市町村も、それから被保険者も責任があるというような状況で、それが基本であるというような部分をまずご理解をいただきたいという部分がございます。そういう中で平成19年度国保の税、増税と申しますか、引き上げたというような経過がございますけれども、基本的に税を引き上げたという部分はございますけれども、限度額、これは昨年かなり上げさせていただきました。国民健康保険の会計については、しばらく砂川の国民健康保険は優秀な成績をもって成り立っていたわけですけれども、二、三年の間でかなり状況が悪くなつたというような状況もあってある程度国の限度額に合わせて引き上げをさせていただいた。そしてさらに、19年度は若干それにあわせて税率も引き下げさせていただいたというような経過もございました。そんなような状況で資格証明書、さらに短期証という部分について、これはおっしゃるとおり、議員おっしゃるとおり、例えば病気になった場合の被保険者命綱というような部分もございます。そういう部分がござりますから、ある程度納められるのか、られないのかという部分で、全く納められないという部分についてはないかと思います。そんな状況の中でそういうもし特徴的な事情があるのであれば、前段でやはり納税相談なりなんなりで結局お越しいただくというような形で、これは担当者としっかり協議をしていただきながら、これは対応していくというような部分が基本になってくるのかなと。何でもかんでも結局、私どもも結局全く納めていかなければ納める意思がないというような状況になるかと思いますけれども、幾らかでも結局その誠意があればそこら辺については担当者もしっかり相談に乗ってくれるというようなことを想定しておりますので、恐らく担当者だって全く誠意がないという状況の中での資格証明書、短期証というような部分のなかなというふうにも考えますので、ちょっと詳細、内容、きちっと押さえていますけれども、そういう部分でしっかりご相談をいただかなければというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 繰出金の関係で普通会計から国保会計への繰り出しについてでございます。19年度決算では、砂川市の一般会計からは国保会計に1億9,190万ほど繰り出してございます。恐らく1億7,000万は18年度の決算かなというふうに感じますけれども、この関係につきまして砂川市の場合は先ほど、今ほど副市長が申し上げましたけれども、国保についてはある程度安定的に行われてきたと。なかなか今日情勢の中で値上げをしたところでございますけれども、保険料の改定を行いました。行いましてもある程度砂川市についてはルール分についてはそれぞれ、病院もそうですけれども、国保についても中身を申し上げますと、それぞれ保険基盤安定分、これは保険料の軽減分でございますし、出産育児一時金分、それには職員給与の部分、それから財政安定化支援事業ということで、これは病院等の病床数が多い、それからまた高齢者数が多いとかという部分については交付税に算入されますが、そのまま国保会計のほうに繰り出していると。そのほかには事務費等分、これを合わせますと19年度決算で1億9,190万ほど出してございます。ほかの市町村でそれ以上に出しているところもあるというようなお話をされておりましたけれども、そういう話ではなかったですか。

〔「国保分の措置額と負担金について……」と呼ぶ者あり〕

○総務部長 善岡雅文君 ああ、それはちょっと、ちょっと違うと思いますけれども、一応一般会計からの繰り出しの算入されている分についてはこのように出してござい、砂川市はそのとおり繰り出しているところであります。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 なかなか交付税の内容については、確かに大変な中でやりくりするから、そういうふうにして使用者の形で出されているお金でも、先ほど副市長の答弁聞いていても算入はされているというふうに聞こえ、ちゃんと聞こえましたが、ただほかのいろんな事業があるので、そちらに回さざるを得ない、それが実態ではないかなというふうにとらえたのですけれども、それは私も前に教科書問題でお話ししたときに全部そう使われているわけではないということははっきり答弁いただきましたので、ただそういういろんなやりくりされている大変な状況であるということでは、やはり国保会計をこれから本当に黒字化本當はしていくことが一番大事なことだと思うのですが、なかなかかそこはいかないということで、でもこれ全国的に先進地の例によりますと、やはり予防にしっかり予算を振り向けて徹底的な予防することで国保会計を本当に赤字から黒字に転換したという生きたそういう自治体もあります。ですから、やはり面倒くさいことは何もないと思うので、とにかく予防、予防に力を入れる、そういう政策をきちんと打ち出してください、そしてやはりできるだけ赤字にならない会計、そしてそういう短期証とかもそういう不幸な状況にならない市民、やっぱりそういう市民を一人でも少なくしていく、そういうやっぱり砂川のそういう政策を今後やはりこの決算の中から今後の方向性としては考えていただきたいなというふうに思うのです。それについて、予防についていかがな考えを持っているか伺います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 今交付税の関係でお話がありましたけれども、先ほどの場合については個別の事業というような部分でちょっと小黒議員さんの質問についてはそれぞれの費目でもってお話を申し上げました。私ども今特別会計、企業会計で結局算入されている部分、これは今総務部長のほうから答弁申し上げましたけれども、国保の関係については国保の運営、国保の運営基盤安定の、にかかる交付税に算入されている部分がございます。これについては、これはすべて出しております。病院の関係等々についても交付税に算入されている基準財政需要額については繰出金を出していると、こういう状況でございますから。ですから、そういう状況の中で特別会計が悪くなつていいという状況は全くございませんし、一般会計、最終的には一般会計に負担が強いられるというような状況にもなりますから、その時点、その時点で特別会計、企業会計が健全な経営をしてもらわなければならないというような部分で考えておりますので、これは特別会計、企業会計で算入されている部分については出しているということでご認識をいただきたい。

それとあと、国保の予防の関係については市民部長のほうからご答弁申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 予防の関係でございますけれども、議員ご承知のとおり、今年4月からそれぞれ各保険者に特定健診、特定保健指導が義務づけられました。そのようなことから、これはもうまさに若い時代からの予防によって将来的な医療費の適正化を図るという目的であります。したがって、砂川市国保におきましてもしっかりと特定健診、特定保健指導につきましては計画を策定して計画達成のために努力をしてまいりたいと考えてございますで、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第18号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第19号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第19号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第20号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第20号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第21号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第21号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第22号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで議案第22号の総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております6議案は、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第6 報告第1号 平成19年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第6、報告第1号 平成19年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 報告第1号 平成19年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙とのおり審査意見書が提出されましたので、健全化判断比率について報告をするものであります。

平成19年度の各健全化判断比率は、①、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は黒字となっておりますので、比率はなしであります。②、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は黒字となっておりますので、比率はなしであります。③、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は23.9%であります。④、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は172.1%であります。各健全化判断比率につきましては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

なお、健全化判断比率が早期健全化基準を上回った場合は財政健全化計画を立てなければなりませんが、この基準による財政健全化計画の策定は平成20年度決算に基づくものから適用となるものであります。この健全化判断比率のうち、将来負担比率につきまして今回数値の変更が生じましたが、この要因としましては将来負担比率では将来負担額の一つとして地方債の現在高を用い、この現在高から地方債の償還額等に充当可能な特定財源を控除することとされておりますが、この控除額の算出に当たり都市計画税を充当する都市計画事業費に係る地方債の利子の取り扱いに関する解釈の違いにより、比率に差異が生じたものなどであります。

なお、ただいま報告いたしました数値につきましては国から公表されることになりますが、今月末に暫定値、その後変更とかなければ確定値が11月末に公表されることが予定されているものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 今回初めてこの財政健全化法に基づく判断基準が示されて、私たちも初めて質疑するわけですけれども、ただいまの報告によると、実質赤字比率も連結赤字比率も何もないから、黒字だからといふこと、これだけではちょっとわかりませんので、改めてちょっとお伺いしたいのですけれども、今回の財政健全化法に基づく連結決算、ここでは赤字比率になっておりますけれども、連結決算の収支比率というのが出されておりまして、日本経済新聞の調査によると、06年度の決算で見ますと、砂川市の場合は73.8%という数字が示されています。これは、全国全市町村の1,800市町村の中で第7位、上位7位にランクされているといふふうになっているのです。しかし、07年度決算ではこの比率がどういうふうになっているのかお伺いをしたいわけですけれども、非常にこの数字の一覧表だけ見ると、市民の皆さんも我々も誤解しやすいというか、非常にお金持ちだというふうになるのです。北海道は、非常にどこの自治体も厳しくて、そして千何位という状況にあるにもかかわらず、北海道が第7位にランクされていると、これは6年度ですけれども、7年度の場合ではどうなのか、もし同じ状況であれば、その要因はどうなのかなだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 連結実質収支比率の全国で7位というようなことでございました。これについて実質赤字比率といついていますけれども、現実に、実際には連結実質収支比率なのですけれども、赤字を出すために赤字という用語を使ってございますので、ちょっとその違いはございますけれども、ご答弁をさせていただきます。

この連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字でありますので、なしと報告させていただいたところであります。算出いたしました比率につきましては、黒字でありますので、連結実質収支比率といふうに言いかえますと、70.39%となるものであります。この比率の算出につきましては、一般会計、特別会計に係る実質収支額、公営企業会計に係る流動資産から流動負債を差し引くなどして求めた資金剰余額から算出するものであります。特に病院事業会計において健全な経営が行われているということから、流動資産として現金預金が25億6,548万7,000円あることなどから、資金剰余額が合計で42億7,015万8,000円となり、砂川市の標準財政規模、これが63億7,498万3,000円でございますので、これで割り返します。そういうことから非常に多額となっていることから、このような高い比率が生じたということでご理解を願いたいといふうに思います。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。
以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第7 報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告
について

○議長 北谷文夫君 日程第7、報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。
建設部長。

○建設部長 西野孝行君 (登壇) 報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成19年度下水道事業特別会計の資金不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率は、決算において88万4,000円の剩余額が生じたことから発生しないものであります。

なお、経営健全化基準は20%と定められており、資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は経営健全化計画を定めなければなりませんが、この基準による経営健全化計画の策定は平成20年度決算に基づくものから適用となるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

以上で第2号の報告を終わります。

◎日程第8 報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第8、報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。
市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成19年度病院事業会計の決算では、流動資産46億1,361万7,000円、流動負債3億4,345万9,000円となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率はなしであります。

なお、経営健全化基準は20%と定められておりますが、平成20年度決算から資金不足比率がこの基準以上の場合は経営健全化計画の策定及び外部監査の義務づけがなされることとなるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号 監査報告
報告第6号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第9、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第10 意見案第1号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について

意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

意見案第3号 農業用生産資材高騰に関する意見書について

意見案第4号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第10、意見案第1号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について、意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、意見案第3号 農業用生産資材高騰に関する意見書について、意見案第4号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

[「説明省略」と呼ぶ者あり]

説明省略とのことであります、説明省略にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言
○議長 北谷文夫君 これで日程のすべてを終了しました。
平成20年第3回砂川市定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。
閉会 午後 3時13分[♀]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年9月11日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員